

---

平成30年 第3回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成30年3月20日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成30年3月20日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(西伯小学校空調設備整備工事)
- 日程第4 議案第3号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第5 議案第4号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第5号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第6号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第7号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第8号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第9号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 南部町太陽光発電基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町体育施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 平成30年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第24 議案第23号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成30年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成30年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）
- 日程第33 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）
- 日程第34 議案第33号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について  
(追加議案)
- 日程第35 議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第36 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について
- 日程第37 発議案第2号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第38 発議案第3号 生活保護費の引き下げ中止を求める意見書
- 日程第39 発議案第4号 憲法を国政に生かすよう求める意見書
- 日程第40 発議案第5号 「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書
- 日程第41 発議案第6号 森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書
- 日程第42 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（西伯小学校空調設備整備工事）
- 日程第4 議案第3号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第5 議案第4号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 8 議案第 7 号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議案第 9 号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 南部町太陽光発電基金条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町体育施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 平成30年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成30年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成30年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）
- 日程第33 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）
- 日程第34 議案第33号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について  
（追加議案）
- 日程第35 議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第10号）

- 日程第36 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について
- 日程第37 発議案第2号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第38 発議案第3号 生活保護費の引き下げ中止を求める意見書
- 日程第39 発議案第4号 憲法を国政に生かすよう求める意見書
- 日程第40 発議案第5号 「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書
- 日程第41 発議案第6号 森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書
- 日程第42 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

出席議員（13名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
8番 板井 隆君	9番 景山 浩君
10番 細田 元教君	11番 井田 章雄君
12番 亀尾 共三君	13番 真壁 容子君
14番 秦 伊知郎君	

---

欠席議員（1名）

7番 仲田 司朗君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	岩田 典弘君	書記 .....	小林 公葉君
		書記 .....	室 貴之君
		書記 .....	中前 元希君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	陶山 清孝君	副町長 .....	松田 繁君
----------	--------	-----------	-------

教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
総務課課長補佐	藤原宰君	企画監	中田達彦君
企画政策課長	大塚壮君	防災監	種茂美君
税務課長	伊藤真君	町民生活課長	山根修子君
子育て支援課長	仲田磨理子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	糸田由起君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	田子勝利君	産業課長	芝田卓巳君
監査委員	仲田和男君		

---

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、加藤学君、2番、荊尾芳之君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 報告第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、報告第1号、専決処分の報告について（西伯小学校空調設備整備工事）を議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、報告第1号、専決処分の報告につい

てでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、西伯小学校空調設備整備工事に関する変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分をする。平成30年3月12日付でございます。

契約の目的は、西伯小学校空調設備整備工事に関する変更契約の締結。契約の金額でございますが、変更前が5,464万8,000円、変更後が5,315万400円でございます。契約の相手方は、鳥取県米子市蚊屋248番地1、株式会社モチダ、代表取締役、持田光雄でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第1号、専決処分の報告について（西伯小学校空調設備整備工事）を終わります。

---

#### 日程第4 議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第3号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第3号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第5 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第4号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第4号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第5号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第5号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会をもって審査の

結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第6号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第6号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、議案第 7 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 7 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 7 号、平成 29 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 8 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 8 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の

結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 号、平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 10、議案第 9 号、平成 29 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 9 号、平成 29 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 9 号、平成 29 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 10 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 11、議案第 10 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 10 号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛否、意見がございました。それぞれの意見の要旨について御報告をいたします。まず、反対者の意見としては、町民の暮らしが大変な状況の中にあって、特別職の期末手当の引き上げには反対をする。

賛成者の意見としては、人事院勧告に基づくものであるため、これは従うべきであるというものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾です。先ほど委員長の報告があったんですけども、賛成多数でこれが通すべきだということになったんですけども、私は反対するんです。

何でか理由としては、この後に議員発議で出るんですけども、議員も同じようにやっぱり期末手当の改正ということを出ます。この内容は、期末手当の改正についての内容なんです。私は、今の町民の多くの方の暮らしが大変な折に、特別職、常勤の期末手当を引き上げすべきではないというぐあいに思います。

ちなみに申し上げますが、委員会で必要総額は幾らですかということをお尋ねしましたら、12 万 3,930 円の引き上げなんです、総額は。私は、この金額が本当に特別職の方にとって必要欠かざるを得ないような金額であるならなんですけども、この金額を引き上げるようなこと

に使うのではなく、町民の人の暮らしが大変な中にこれを活用すべきだということを申し上げて、反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案の第10号、南部町特別職の職員常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど亀尾議員のほうから反対の討論ありました。確かに住民の皆さんのことを考えればそうする方法というのもあったのかもしれませんが、やはり先ほど景山委員長のほうから報告がありました人事院勧告による、この上げるということです。

昨年の12月の定例議会では、職員の皆さんの給与のほうを人事院勧告に従って上げ、職員の方は去年の4月にさかのぼって支給がなっていると思っております。その分、特別職の方についてはことしの4月からこれを適用するという、一つ、一步置いた対応でされております。

私たちがこの後、議員報酬の改定のことが出ますが、同じ方向に向けて対応をさせていただくということもありますので、これは賛成とすべきということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、議案第11号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第11号、南部町

被災者住宅再建支援条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第11号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、議案第12号、南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 4 議案第 1 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号、南部町太陽光発電基金条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 3 号、南部町太陽光発電基金条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 3 号、南部町太陽光発電基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 1 5 議案第 1 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 5、議案第 1 4 号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 4 号、南部町国民健康保険条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛否ございました。それぞれの意見の要旨を報告をいたします。まず、反対者の意見ですが、条例改正の背景となっているのが平成30年度からの国保一本化である、このことに反対をするために反対であると。

賛成者の意見としては、反対意見は、国保一本化に反対という意見だが、分母を大きくしていろんな病気に対応できる体制になるということであるため、国保一本化に賛成の立場であり、この条例改正にも賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの議案第14号の南部町国民健康保険条例の一部改正について反対をします。

内容は、先ほど委員長が言ったように、この国民健康保険条例の一部改正のもとになっているのが、ことし4月から始まる国保都道府県単位化の動きです。

この動きは、2015年の5月、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、このように法律で、いわゆる保険法とか国保法の9つの法律を一括して変えてきた。この内容で、この中での一番大きいのが国保の都道府県化だと、このように言われています。

中身については、30年度の国保会計のところでもまた討論いたしますが、私は、この中での一番は、賛成討論の中にもあったように、国保の一本化は、パイを大きくすればそれだけ小さい地方自治体が助かるのだというのですが、このことについて意見を言っておきたいと思います。

今回の国保の一本化といいますが、国保の根本的な問題を解決するということでできたというのですが、国保の一番大きな問題は、低所得者が多く占める中で、国保、本来、もともと負担する国の持ち出しのお金ですね、補助金が半分に減ってきてというところが一番大きな理由になるわけですね。その中で見れば、全国的に低所得者層を多く抱えた国保会計が苦しい中で、そういうところが集まっても何ら解決しないということですよ。

もう一つには、小規模保険者の問題言いますが、今全国的に見て国保会計の赤字を持っているのが大きな都市部です。最高は、一番大きな世帯抱える横浜市ですよ。年間200億円を超える滞納が出てきていて、これを一般会計から入れないといけないというところで、何とかせんと

いけんというところから起こってきたということが明白です。小さな自治体からいえば、そんなことしなくても国が出してくれる保険財政共同安定化事業をしてくれたら、小さな町村は幾らでもできるということだと思っんですよ。

今回の都道府県一本化で、そしたら町と県は共同で責任持ってやるんだというんですけども、出てくるお金の仕組み何ら変わらない。全国で国保が大変で、県が単独に市町村に補助金を出してたというのが、出していないところのが多くて、11の府県のうちの1つって鳥取県だったんですよね。もし、都道府県化で鳥取県内の市町村が大変だというのであれば、私は県も相当、それなりの補助金を出してすべきだというふうに思うわけです。

それと、もう一つは、今回の内容は、単に短く南部町国民健康保険運営協議会を、南部町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるということになったんですよね。責任主体が県に行きますから、南部町分のことについて国保運営協議会がするんだというんですけども、皆さんも御存じのように、これまで南部町の国民健康保険運営協議会というのは、どういう役割果たしてきたかという、十分、不十分は別として、町民の病気のことや保険給付のことを考えながら、そして町村の財政考えながら国保会計どうするかということを考えてきたわけです。

今度はどうなるかという、県が決めてくる標準保険料率を、それをもとにしていいですよというんですけど、ほとんどの町村はこれを町の標準保険料率にしていくわけですよ。この中でそしたら主体的に、この運営協議会が住民の病気や財政を考えて主体的に国保を運営していくようなことにならんわけですよ。

私は、そういう意味でいえば、非常に医療とか予防に関することが町村の事業に反映できるという点から見ても、主体性を取り崩していく広域化だと言わなくてはならないという点から反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今るる反対討論されましたが、ことしの4月から国保の会計、また国保の仕組みが県一本化に変わりました。流れはるる、今真壁議員が言われたのがほとんど半分以上合ってますけども、一番やっぱり大事なものは、我が町単町でこの国保会計を持っていた場合、病気がたくさん出て、また、がん患者とか、いろんな多大な医療費がかかる病気が出た場合、会計がもたないと、そういう弱点がございました。

今度は、県一本になれば分母が大きくなりますので、いろんな病気でも対応できます。滞ることなくできますが、決められた保険料を納めた上で、まだなおさら保険料がある中で、単町だっ

たらこれ、多大な医療費だった場合はちょっと厳しい状態になりますけども、今度は県一本になりますので、そんなのはもうスムーズに医療費は、だけん患者さん、また町民の皆さんはいろんな病気でも安心して医療がかかれるという仕組みになっております。

そういうことである言われましたが、確かに鳥取県内でも大きな自治体、例えば鳥取市、米子市、県内で4つか5つの市町村以外は赤字保険者として、一般会計入れております。我が町と鳥取県だけはそういうこと、鳥取県のまだなってませんけど、我が町はそういうこと一切なしに国保会計を守ってまいりました。けども、医療係数という言葉が出てまいりまして、医療の環境が南部町はいいようでした、やっぱりお医者さんにかかる率が他町と比べて高いというのが出てまいりまして、特例措置が6年間認められて標準化するようになっておりますけども、そのようないろんな施策で今回の国保が県に一本化するようなシステムになっておりまして、鳥取県が各市町村に4億円の、国から来た交付金を配分されまして、それが標準化になるように今されておられます。

運協が町にもありますし、今度は県にもあります。県がほとんど標準税額というか料率を決めてまいりますが、町の運協はそれに沿ったように税率を構うという案件になろうかと思えますけども、今後はやっぱり県一本になったということで安心して医療がかかれる。

また、それと同時に、南部町だけだそうですけども、国保会計に保健師を置いて、そこに在籍させて保健事業をやっている市町村は、我が南部町だけのようでした。そういうことで、今後保健事業を、また医療費適正事業というか、皆さんが、町長の所信にありました百歳体操等云々でみんなが健康になれば、それなりのインセンティブが今度はつく。そのように今度は国保の、私たち国保会計の、また保健師を中心とした、いろんな皆さんが元気になるような事業をすれば、全てのことで、またジェネリック医薬品とかいろんなこととして医療費を抑えるように努力すればインセンティブがつくと。それが今度は保険財政に響くという、保険料率を下げるというようなシステムにもなっておりまして、我が町が一番県下では最先端というか、そういうフィールドというかそういう流れで、県下では我が町が一番状態がいいです。

今後も国保に在籍しております保健師を中心とした保健事業をいかに活用していくかが大きな肝になってまいりますが、そういうことすれば、頑張れば頑張るほど、医療係数が高いいっても、医療係数は下げて、また医療費も若干下がるようにして、保険料も下がるようなシステムになっておりますので、県一本になったということを契機に、今度は元気な施策を講じれば、いい保険財政になると確信しておりまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。  
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。  
委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第15号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第16号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第16号、南部町特別医療費助成条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第16号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第17号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第17号、南部町体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第17号、南部町体育施設条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第17号、南部町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 19 議案第 18 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、議案第 18 号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 18 号、南部町上水道給水条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 18 号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 20 議案第 19 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 20、議案第 19 号、平成 30 年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 19 号、平成 30 年度南部町一般会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否ございました。それぞれの意見の要旨について報告をいたします。まず、反対者の意見ですが、大きな反対理由は、C C R C、生涯活躍のまちに基づいた地域拠点整備の予算についてである。本来、地域拠点整備事業は、地域の方が何が必要か考えて、そこから適切なものを整備していくことである。町の地域拠点整備は、町外から来る人に頼った整備事業になってしまっている。果たしてこれが本当に町の活性化になるのかという点で反対をするというものでございました。

賛成者の意見としては、一般会計予算は、町長の公約に沿った流れのものだと思う。C C R C関係でJ O C A（青年海外協力協会）が共生施設をつくるということだが、これも時流に乗った施策であると思う。これからはできた施設を協議会や住民といかに活用して、できてよかったというような施策とするのが町の大きな仕事だと思う。賛成してみんなで協力していきたいというものでございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回、予算全体に反対するものではありませんので、一部反対する意見だけ述べさせていただいて、それを反対の意見とさせていただきます。

今回、県知事選挙予算、それから県議会議員選挙費、これらは来年の3月1日4月予定で行われる予定で、これらの予算が計上されています。しかし、この中に会見地区における期日前投票の場所、これの設置の予算が含まれておりません。

現在、南部町において期日前投票所は主にプラザ西伯につくられております。町からの説明でもプラザ西伯が距離的には南部町においてちょうど中心になる、そういった説明を受けて、1つあればいいというふうに説明を受けておりますが、しかし、会見地区に住んでいる方の中には、現在、プラザ西伯まで距離的にとても行けない、そういうふうにおっしゃる方がいらっしゃいます。特に歩行困難な方、こういった方は現在バスを運行されていてでもなかなか行くのが難しい、そういうふうに言われております。また、現在、プラザ西伯で設置されます期日前投票所、これにおいてはバリアフリーの問題でも若干問題点が残っているのではないかと、そういうふうに思っております。

それと、もう一点、サテライト拠点事業の手間山の部分ですけれども、今回この部分においては、新しくつくる社団法人、これが独立採算制で運営を行う、そういうふうには説明を受けております。これであれば問題ないのかなというふうには最初思ってたんですけども、どうも私のほうに入ってくる話を聞く限りでは、どうも不確定要素がまだ多いのではないかと。何か見切り発進するような形になってるのではないかと、そういうふうな情報が入ってきております。今回このことに関して採算ベースに乗るのかどうか、これが一番問題点になるのではないかと、この疑問点を呈しておきます。

それと、もう一つ、子どもの広場整備事業。これは今年の12月、陶山町長から言われたものがもとになっております。今回、3月議会において2,000平米であったり、測量設計のほうで500万円であったり、そういった予算が計上されております。ただ、この2,000平米、単純に50メートル掛け40メートルぐらいの公園ということになるのですが、これが規模が大きいものであるのか小さいものであるのか、また今回1つつくるといふような形になってるふう聞いております。現在、南部町内大変広いです。果たして1つでいいのかどうか。また、予算が一体これ、測量設計予算で500万円の計上がありますけれども、最終的にでき上がるものが本当に規模的にいいものなのか、いささか疑問を持っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） この案件に賛成、可決すべきという立場で討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど加藤議員のほうから、2つ3つこの事業をかいつまんで反対討論されましたけれども、この事業というのは500を超える事業がセットされておりまして、全体をこう俯瞰して見ながら賛成討論をさせていただきます。

一般会計を見ますと、その町の特徴がわかると言われております。また、どこに向かっていいのか、その方向性までわかると言われております。さらに、その町に暮らす人々の顔まで想像できるとも言われております。では、このたびの予算案から何が見えてくるのでしょうか。

そもそも町というものは、赤ちゃんたち、子供たち、若者たち、中高年の方々、お年寄りの方々がバランスよく暮らしてこそ、町としての機能がフルアクセルで発揮できると考えております。アクセルを踏んでもなかなか加速しないのは、そのバランスに課題がある。若者が村の中心にいて、子供たちの声をもっともっと響かなければなりません。まさにこれこそが南部町の未来を見据えた戦略であります。この戦略がさまざまな戦術、一般会計事業として結びつかなくてはなり

ません。1万1,000人が乗る南部町丸は、26年度から子育てしやすいゆりかごの町へとゆっくと転進をしております。

さて、SNSのネットワーク、さまざまな情報の広がりは無尽です。今、お母さんたちの中で南部町の子育て支援がメッセージとしてSNSの中でPRされていると聞いております。行政と並行してお母さんたちが南部町の子育て支援をPRしてくれています。町民の方々と行政が一体となって人口増加対策に挑み始めました。さらにその効果を見きわめながら、町民とスクラムを組み、20年後を見据え、このなんぶ暮らしが次の世代へとバトンタッチできるよう進めていたきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対ですね。（「反対です」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成30年度の一般会計予算に反対をいたします。

反対の理由は、今取り組んでいる町の施策が、本当にここに住む住民の暮らしを支えて、役に立つような内容になっているかというのが一つの判断基準でした。

今回、ちょっと小さいようですけれども、学童保育に通っている子供たちのおやつ代をなくす、この取り組みは住民に歓迎されることであり、評価しております。あと、子育て施策の中での前進面等も私たちは評価するものですが、全体的な大きな流れがまちづくりの中でどのようにいっているかという点でやはり指摘して、反対をせざるを得ない点ということがあります。

その大きな一つが、先ほど委員長の中にも出ました、C C R C計画に基づいた拠点整備事業で行っている事業です。今回、とりわけ目立ちましたのはJ O C Aですね、海外青年協力協会ですか、そこと協働してまちづくりを行っていくというのが非常に色濃く出た予算でなかったかと思うんです。総予算が69億6,800万円。このうち、J O C A連携事業に9,900万円、1,900万円は、平成、去年度と同じ。その半分が地方創生交付金、あと8,000万円を基金を取り崩して温泉掘削に使っていくという問題がありました。

この地方創生交付金というのは総額5,153万1,000円、これを半分を原資として、ここに一般会計から半分以上を積み上げていろんな事業に使っている。その中には、公共交通の検討やまちの保健室、そういうところで健康づくり等に使っているという点では、住民に還元しているという点では、このような使い方については評価をしているところですが、この大きい一つのJ O C A連携事業の中で使ってきたお金と基金の問題、それから地方創生交付金は、先ほど出ましたサテライト拠点整備、手間地区にも3,777万8,000円のうち、半分の1,493万6,0

00円が地方創生交付金で出ています。3つ目には、まちづくり会社、これに2,420万のうちの半分の1,213万が出てると、このようなお金の使い方があるわけです。

まず、1点目のJOCAの問題で考えるのには、この温泉掘削をする大きな理由が、総額6億とも言われている施設を建設して、拠点施設として、ごちゃまぜで健常者、障がい者、お年寄り、子供などが行き交う場所をつくりたいというJOCAの思いをここで実現したいのだということで、JOCAが去年でしたか、南部町から地域再生法の適用を受けるといって団体に認定して、ここで活躍してもらおうというやり方です。当初は企業誘致だと言っていましたが、この8,000万円の温泉掘削の費用は、町が持つことになった大きな理由の一つは、JOCAが福祉整備補助金ですか、国からの補助金の中で温泉掘削の費用が出ない。当然ですよ。2つ目、地方創生交付金についてもこれが使えなかったというところで、基金を取り崩しての8,000万となった。8,000万、この基金を取り崩すということは、一般財源では、形のない温泉掘削については住民の理解が得られないだろうというふうに考えたというお話もあったが、そういう考えも当然だと思うんですが、果たしてこの8,000万円を温泉掘削に使っていくのに住民から理解が得られるかという点です。

そもそもこのJOCA連携事業に取り組むに当たって考えなくてはならないのは、企業誘致と言うんですが、企業誘致と言う以上、この8,000万円を町が出していくには根拠が要ると、補助金についても。企業誘致で、これは町と違って企業が運営していくんですから、この8,000万円をどういう根拠で出していくのかというルールが要ると思いますが、そのルールについては明確になっていないと私は考えています。そして、この温泉掘削の費用を出すのだから、議員から、町から当然この温泉掘削の権利は得ていいのではないかという話からも、土地をJOCAが購入することでもあり、この温泉掘削の権利は町が主張することはできないと、こういう内容も明らかになってきたわけですよ。言っているJOCAのほうは温泉掘削が必要、必須条件だと、こう言ってるわけですよ。そういうことで町がこれを負担するという事は、いつ、どこで決めたのかということについては、住民から理解が得られないだろうというふうに考えています。

それとも関連するのですが、次、サテライトの拠点整備事業で、加藤議員が述べられましたが、私も委員会の中で反省点としてすごく感じておりますのは、サテライト拠点整備にしろ、後から出てくる野の花もめぐみの里もそうですが、町がいろいろ補助金出したりとか扱っていく中で、本当にそこに来ようとしている事業者の運営状況がどうなるのかということについての説明が委員会の中でなかったなということを痛感してるわけです。公金を出していく以上、補助金出すが

後は知らないよということにならないと思います。

それと、一つには、公金出すというのは、地域について何らかの利益があると考えてるからだと思うのです。であれば、これが本当に公共に帰するためにも、それなりの事業をどうしていくのかということについて見ていかないといけないと思うんですが、そういうこと全くない中で補助金を出していくというやり方についての違和感を感じています。

もう一つには、例えばまちづくり会社で2,427万出していくということですが、最終日にNPO法人なんぶ里山デザイン機構の事業費収支の見通しを、当初の見通しからどう見るのかということで、比べる資料を出していただきました。これを見ると、今後町からの補助金がなくなった場合、移住定住の費用とふるさと納税の業務、これ委託金ですけども、この金額でやっていこうとしてるところの移住定住の金額にしても、ふるさと納税業務にしても、当初の見積もりからも少なくなってきたという点ですよね。これらの点上げて、一体、地方創生交付金がなくなれば、この負担金は全部一般財源していくのかということになるのではないのでしょうか。そういうお金の使い方について住民は本当に納得してるのだろうかというのが1点です。

そしてこの、これらのやろうとしてる、今回JOCAが整備する法勝寺の問題、サテライトの拠点整備の問題、それと最終日に見に行ったんですけども、えぶろんで行っている賀野の拠点整備ですよね。これを見る限り思ったのは、町がCCRCで、少なくとも私は総理府の言ってることもあんまり納得しないんですけども、小さな拠点及び拠点整備事業で、小さな拠点とは何かという点での問題点もあるのではないかと思いました。

この3つに共通するのは、よそから入ってきて交流を目指すという内容です。中には確かにえぶろんのようにジェラートをして、地域の6次産業で目指すんだというのありましたが、そういう意味からいっても小さな拠点整備というのは、そこに住む人たちが、医療や、例えば役場のサービスの問題、それからお店、公共交通、学校等、そこに住み続けることができるような機能を整備していくのが小さな拠点ではないかというふうに思うわけです。

そういう点から見た場合、南部町の今やろうとしていることは、外からの受け入れ最優先で、外から来る人たちの力を頼って町を活性化していこうとやっているってやり方は、私は本当に住民の今の生活に合っているのかというふうに考えざるを得ないというふうに思いました。

この今回の例えば、その中でもサテライトの拠点整備の手間地区については、地元がするから大丈夫なんではないかということで、会社ができていいことだというふうに言ってたんですけども、見に行った結果、3,770万円の補助金をその団体に出してあの場所をきれいにして、民泊やカフェをするというんですけども、一つ疑問出たのが、本当に3,700万円のお金であれ

が、あつこが直るのかというの、どの議員も言っていた意見です。中には中途半端な直し方をしたってお客さん来ないよというのあったんですけども、本当に町は、そういう意味では、責任を持って団体を育てて、そこが自律的にいけるような見通しを持ってやっているのだろうかという疑問が率直に起こってきました。これも地方創生交付金の半分お金使えるし、地元がやりたいからいいのではないかと思います。そこに地域おこし協力隊入れるわけですよ。そういうやり方で本当に町が活性化して、そこが拠点整備になるとお考えでしょうか。

そういう点を考えたときに、例えば野の花の517万5,000円の問題、それからめぐみの里についてもJOCA頼みですよ。私は、そうではなくて、今すべきことは、今まで大変な中で柿や梨を育ててきた農家、それから西伯地域でいえば、米しかつけない兼業農家が多い中で、田んぼや山林を持ってきた方々の話を聞きながら、南部町が何をすることが一番大事なのかというところにお金をかけるべきじゃないかと思ったんです。

地方創生交付金のあり方で、嵐が過ぎるからいいように使って、町に何か残せばいいんじゃないかというふうに思うかもしれませんが、これで済まない問題が起こってくるというふうに思っているんです。建物を建て過ぎてからです。この維持管理費をどうするのかという点考えたときに、この今回のお金の使い方、間違ってるのではないかと指摘せざるを得ないと思います。

私たちは、このようなお金の使い方ではなく、まず第一には、ここに住む人たちが今どういう状況でつかもうということで、私も一般質問させてもらいました。国保世帯で約6割近くの方が減免世帯だということ、それから今回わかったのは、60世帯あるひとり親の家庭の中で、43世帯が準要保護家庭。そういう意味でいえば、なかなか子育てしながらも、老後の生活送りながらも、所得が伸びないことで悩んでいる世帯が多くいるわけです。そこに公共的なところがどう支援するかといえば、公共料金の負担を抑えて、少なくとも、所得が少なくとも住めていくような町をつくるのが私は町の一番の責任だと考えています。

2つ目には、今ここに住んでいる人が、地理的な不利な条件の中でもインフラ整備を整えて、それを住民負担にかけない方法でここに住み続けることができるような工夫をしていくためにお金を使っていくということ。

3つ目には、子育てや教育、ここに住んでる人の負担減を考えること。

4つ目には、一番大きな問題ですが、ここで何とか仕事をしよう、この土地を生かしてしようとする農家や農林業している方々の意見を聞いて、これに沿うような小さな補助からでもいいから、ことごとくそこに徹していろんな制度をつくっていくことではないでしょうか。

よそから来る人を歓迎するのもいいかもしれませんが、地元の人たちの元気がなくては、その

受け皿ができないと思います。私は、目を向けるところをもう少し変えるべきだということを厳しく指摘して、一般会計に反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第19号、平成30年度南部町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

この平成30年度一般会計は、先ほど真壁議員も言われました69億6,800万円、昨年を7,600万円の増額予算でありました。しかしながら、我が町は、財政状況は国や県の交付金に頼る依存財源が4分の3を占めております。決して余裕のある状況ではないといえども、やはり町は前に進んでいかなくちゃいけないというふうに思っています。

この中であって町長も所信で述べられました、外からの種を運ぶ風の人が必要だと。これは地方創生の大きな基本になるところですけど、また南部町版CCRCを進めていくためには大きなことだと思います。この予算の中では、この風の人が大きな風を起こそうとしている予算がついているというふうに思っています。

具体的には、手間地区の整備される空き家を利用したゲストハウス、先ほどこのことについては、共産党議員団はいろんなこと言いました。しかしながら、地域の人が自分たちでやっという意気込みをしっかりとっておられ、同僚議員もその中心となって区長としても頑張っておられます。決してそういったことはないというふうに確信しておりますし、またこの運営をしながら、新しく都会から若い方が移住され、一緒になって運営にも携わっていただくということです。

また、賀野地区に新しく整備されたサテライト拠点。これは既に2年前から、大学生が卒業し、移住し、起業をしておられる若者が地域の子供の人材育成塾を開講され、さらに地域の特産品を利用したジェラート工房も新しい方がまた来られて開店されるということも決まっております。

先ほど真壁議員は、その方々が本当にやっというのだろうかということも心配しておられましたが、これについては先ほど議案の第12号で、賀野地区の交流拠点施設の条例を全員一致で可決いたしました。その中には使用料というものもそこで可決されてるわけなんですけど、その部分を払ってもらっていきながら、この地域を地域の人たちと一緒に盛り上げていく、そういったようなことができるのではないかなというふうに思っております。

そして、私が大きく期待をしておりますのが、青年海外協力協会JOC Aの法勝寺高校跡地を利用した、障がい者の方や町民の皆さんが一緒になって楽しむ、そして交流することができるご

ちゃまぜ施設を立案していただいたことです。2年前に移住されたJ O C Aの所長、このたびの議会のときに説明に上がっていただきました。事業計画の説明を受けたわけなんですけれど、私たちから見ると本当に夢のような計画のように感じました。決して悪い夢ではありません。いい夢です。

そして、町長は、温泉掘削の予算8,000万円も決断をされました。これまで温泉は町民全員の夢であったというふうに思います。ぜひ、夢の実現に向けて頑張っていたいただきたい。これは温泉掘らないとわからないんですけど、頑張ってお出ることを本当に期待したいというふうに思っています。

また、昨年、南部町は人口の増減、特に社会増減で、県内で一番多くふえたということで皆さん御存じだと思います。これは、まちづくり会社なんぶ里山デザイン機構さんが町内の空き家改修で移住者をふやす努力をしていただいた大きな結果だというふうに思っております。

さらに、老朽化している南部町公民館さいはく分館と図書館の建てかえも複合施設として建設的に建設に向けた最終段階をきのうの全員協議会でも聞いたところです。私が住んでいます南さいはく地域の住民は、ことしの10月から日ノ丸バスの運行が撤退をいたします。新しく建設される複合施設が公共交通の接続の中心的な場所として役割を果たしてくれるということを大きく願っております。

あとは、先ほど真壁議員も言われました、地域住民をどのように巻き込んでいくかが大きな鍵になることは間違いありません。しかし、これまで地域を支えてくださっている各地域振興協議会のスタッフの存在があります。そういったことを含めて私は地域の人も一緒になって、新しく種を運んでくれる若者と一緒になって、地域創生、そして南部町が掲げております再生、再活に大きく前進する今年度の予算だと思っております。以上、賛成の討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第19号ですね、30年度の一般会計の予算なんです、当初予算ですね。私は、いろいろ何点か反対の理由があります。総論からいえば、重要な中身もありますので、全てを反対するものではありませんが、その中で今加藤議員、真壁議員が述べましたが、私もそのようなことで反対するわけです。

特に私が強調したいのは、一般財源、町の財源というのは外部からの人ではなくて、町民全員の共有財産です。これをいかに町民の方がよかったなというぐあいに使うこと、このことを一番

の基本に考えるべきだと思います。

そこです1点として、複合施設の建設のかかわる予算がわずかであり、今年度の当初は15万5,000円が上がっております。中身を見ますと、検討委員会、その委員会費、そしてまた旅費ということでもあります。私は、この複合施設、これをされることを、一番スタートの原点は何だったか。今の法勝寺にあります公民館ですね、これが余りにも老朽化しており、これを何とかしなければいけないということからのスタートで始まりました。

しかし、この中身を聞きますと、現在ある図書館、まだしっかりとした建物ですが、これは複合施設ができたなら、ここは図書館として使わない。恐らく附属物として使うということを知りました。例えば閉架の図書をそこへ入れるとか、あるいはほかのことに使われると思うんですけども、このことを、町民の方のいろんな話を聞きますと、意見両方ありますけども、言われることは、どうしてそういうことに複合施設として、今ある図書館をやめてしなければならないのか。確かに面積からいうと不足の面もあるけども、しかし、蔵書を大きくもっともっとふやしてほしいということ、その意見もあると思います。しかし、もう一個、もう一つ、旧会見地域にも立派な公民館があります。だからそれを共有しながらすれば事足りるんだ、このように思います。

そして、もう一つ、きのうも私も委員会でも述べたんですけども、現在使われておられる方、特に調理、料理のほうで使われておる方には何回もお話を聞きました。狭い、もうちょっと広くしてほしい、このような声を聞きます。私は一般質問の中でも、そんなに拡大するようなことだなくて、簡素なもの、コンパクトなものにすべきだということを主張しました。その中で、計画を見ますといろいろなスペースがありますね、交流スペース。そのような中を工夫をして調理の炊事場のほうを、そのほうにも面積を回すということ、このことをやるべきだと思います。

そして、2つ目なんですけども、いわゆるJ O C Aですね、法勝寺地域の建設が予定されております青年海外協力隊の方ですか、この人がやるということ。このことについて、私の集落ではございませんので、法勝寺集落の方の考えでもいろいろ意見が出たようですが、私の集落の中でも、知った人に実はこういう計画ですと言うと、温泉について8,000万円を町の財源から出すことについて、何でそんなことをしなければならないの。これは将来的には返ってくるんですか。いや、そうではありませんよと。温泉の権利はどこにつく。いや、これも南部町のことでありません。戻す場合は、あるいは撤退される場合に協議をする。そのことで南部町のほうの所有にしてもいいよということになれば別だが、それも確約はありませんよと。非常にこのことに対しては理解を得られない、このことでもあります。先ほど申し上げたように、町民全員の共有財産は、やはり町民が理解するようなことで使うべきだということを指摘するものです。

そして、もう一点、最後なんですけど、一般質問の中でも私も主張しましたが、同僚議員の中でも、移住定住効果、外部から入ってこられる方、一番のポイントは何かというと、やっぱり子育て、いかに充実させるか、このことが一番のポイントだということを同僚議員の中でも申しております。

私は、まずいつもやはり子供たちのために何回も申し上げますが、いわゆる小学生が3年までは学級費、そして教材費を補助しております。これも6年生までやるべきだということ。この金額が今はちょっと違ってる。恐らく減ってると思います、児童が減りますから。470万あれば事足りるということの答弁をいただきました。私は、子育て中心に移住定住を図る、このポイントに攻められ、せめて8,000万もつぎ込むようなことをするのであればこちらのほうへ回す、このことがよっぽど町民の理解を得られる、このことではないでしょうか。そのようなことを主張して、この当初予算に反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 30年度の一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。今るいろいろありましたが、この当初予算で私が感心というかいいなと思ったことをちょっと述べさせていただきます。

JOCA連携事業は後で後々言いますが、サテライトも一緒でございますが、その中でまず板井議員もちらっと言っておられました、今回の予算についてはコミュニティバス運行事業が入ってます。これがことしの10月でしたか両長田が廃止になります。そこでバスを、これ買わないうけんようになってしまったですね。そういうバスのお金も入って、今回それで両長田のバスがなくなるところを、うまく住民に不便もかからないような予算がついております。

それと、もう一点。子育てについては亀尾議員とも真壁議員もみんな言っておられました。今回、新しいので在宅育児世帯補助事業というのが出てんです。これは保育所に通園しておらない家庭にお金を月3万円ですか、そのような予算もついておりまして、私はそれなりにいい予算が入ってるんじゃないかと思っております。

今、反対討論が種々言われましたが、何かこの予算を一言で言えばJOCAの予算、JOCAの配分されるとか、JOCAの色濃い予算であるかなとは思いますが、それはそれとして、るる言われましたが、加藤議員は言われました。確かにいろいろ一般質問等にされましたね。知事・県議会予算のときに、会見地区に期日前投票がないと、予算がついてない。これに関しては何回もこの議場で言われてまして、人件費の問題とか云々で選挙管理委員会がなかなかこれには難

しいという話でしたが、町長もかわりましたし、またそれについて何かあろうかなとは思ってま  
すが、今の段階ではそういうとこだと思います。

あとは、やっぱりサテライトの問題、子どもパークの問題もあります。子どもパークはもう町  
長の肝入りでして、できると思います。

やっぱり一番の今回の予算で色濃く出たのがJ O C Aです。J I C Aの青年海外協力隊の卒業  
されたO B、O Gの方の受け皿として、受け皿というか、そういう人に来ていただき、法勝寺地  
域に温泉を掘り出して共生型の施設をつくり、ごちゃまぜでというキャッチフレーズでございま  
すが、障がい者でもあり、一般の人もあり、みんなで町を盛り上げようという施設でございま  
す。私はこのJ O C Aに、O G、O Bに大変期待をしてるものでございます。なぜならば、青年海外  
協力隊、世界に今たくさん出ておられます。いろんなとこに行って、不毛の地域、その地域の資  
源を活用し、その地域の人を活用して、ないものをつくり出す、そのようなノウハウを持った人  
たちでございませう。今回、我が町にそういう人を来ていただき、私たちが見ても何も感じないの  
を、そういう外の人、J O C Aの人が来られて新しい資源を開発していただきたいというすごい  
期待があるんです。そこには、地方創生交付金が入るのは私は当然だと思ひます。これが南部町、  
本当に念願でありました温泉掘削、今まで何回も挑戦したけどだめでしたが、今回J O C Aの新  
しい探査機械ですか、そういうことであそこは必ず出ると、出るまでほぜるといふ案件でござい  
ましたが、条件でした。町はそんなん最後までつき合えませうので、8, 0 0 0万までといふこ  
とで頭打ちにしていただき、できたらその8, 0 0 0万で出ていただきたいですが、本当はそう  
いふ建物をつくるばかりじゃないと思ひます。

中に入ったJ O C Aの人やちの、その人たちが南部町の、また法勝寺、手間、賀野でも、その  
地域性の文化、風土を活用した地域活性化の事業が、私はこのJ O C Aに期待をしたいと思ひま  
す。また、できると思ひます。そのため、海外青年協力隊、自分の命、体を惜しまずにそこに行  
って、みんなのためになることをやった人たちが帰ってこられます。そこには医療もあるし、子  
育てもありますし、土木もあります。全ていろんなのがあると思ひます。それが今回、それがで  
きるという、私は本当に期待したいと思ひます。これが、南部町がここにやっていたらと。  
これは私は、ここで南部町が一度むけるんじゃないかと期待をしております。また、そのように  
私たちがJ O C Aに応援していきたいと思ひます。

今回の予算は、J O C A予算と言ひて過言だないような感じがいたしまして、これが南部町が  
一つ生まれ変わるということを確認いたしまして、3 0年度の当初、一般会計予算は賛成いたし  
ます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、平成30年度南部町一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時40分にします。

午前10時17分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

先ほど審議いたしました議案第19号、平成30年度南部町一般会計予算で加藤議員の発言の中に誤りがあるということで、訂正したいとの旨の申し出がありましたので、許可をいたします。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほど19号議案の中で平米数に関して2,000平米という発言をしましたが、これは修正原稿の「2,121円パー平米掛ける709平米」この間違いで、もとは709平米の間違いです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤議員から訂正の発言ございました。議事録は修正していただきますようによろしく願います。

それでは続けます。

----- . ----- . -----  
日程第21 議案第20号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第20号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否ございましたので、それぞれの意見を報告をいたします。まず、反対者の意見ですが、国民健康保険を広域化したところで根本的な解決とはならず、財政はよくなる。県と一緒にやっていくならば、もっと県が市町村に対して補助金を出すべき。介護・医療・福祉は、住民にとって身近な自治体がお金のことも含めてやるべき。広域化は行く行く負担増となってくるため、町が主体的に医療を守っていくべきである。

賛成者の意見としては、財政がよくなると言われるが、激変緩和措置が講じられる。また、国の制度で軽減制度が拡充される。県一本化になって一番よいのは、南部町でがんなど大きな病気が出ても影響がないような仕組みになっているということであり、賛成をするというものでした。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第20号の30年度の国民健康保険事業の特別会計予算に反対いたします。

反対理由は、先ほど委員長が言ったことを的確に述べてくれました。

今回、国保の会計予算13億4,700万円です。そのうち、歳入の中では保険税が2億3,287万3,000円、県からの交付金が10億1,540万来るという歳入です。それに比して、出のほうで保険給付は9億8,787万4,000円、納付金が3億363万4,000円、こういうふうに予算立てが変わってきます。

先ほどの条例等でも述べたように、今回の国保予算は、県が保険給付に要する費用の支払いをし、市町村事務の効率化、広域化を図るということで行っています。市町村は何をするかというと、保険料の徴収と資格管理や保険給付の決定、保健事業などを行います。それで県は市町村ごとの標準保険料率を出して、町はそれを参考にしながら保険料を決めて、県が定めてきた納付金を納めていくという内容です。

この一番の問題は、保険、何よりも町のすべきことは、県が定めてきた納付金を全額支払っていくという内容です。納付金をもとに保険料を、保険税を決めますが、たとえ滞納があっても、例えば平成30年度は3億363万4,000円ですね、これを納めるという予算になっています。

ここ、広域化の問題は、先ほど条例のところで言いましたが、この都道府県化の一番の狙いは、全国でたくさんの赤字を出している大きな都市部が国に対して、これではもたないから、国保会計、一般会計に及んでくるから何とかせんといけんという声の中で、一般会計に補填するのではなく、考えたのが、介護保険制度に近づけるような形で医療費の高いところはそれ相応の保険料に負担をしてくるんだよという、こういうやり方を都道府県の一本化でやろうとしてるところが一番大きな狙いだと、国会の討論の中でもそのような意見が出ていました。私もなるほど、そうだろうなと思わざるを得ません。今後、一般会計から投入しているところはしにくくなることは目に見えています。

南部町の場合は、一般会計からは、補填しているという内容はなかったわけですが、この納付金を払うためには、保険税を掛けて、これに足さなくても何らか形で払っていかなくてはならないということが生じてきます。例えば保険給付は町がもらった、県から入ってくる交付金の中で、保険給付の9億8,700万やっていくということになるんですが、医療費の伸びが今後どうなるか、予防や医療の中でどのように医療費を下げていくかという単町の取り組み、今後は介護保険も含めて地域包括ケアで、地域で取り組むのだといいますが、地域での取り組みが本当にこの医療の保険等に反映されていくのかという点でいえば、非常に疑問だと言わざるを得ません。

そして、一番の心配は、保険税が上がるのではないかと。今回は、平成30年度は、上がるというよりは少し低い金額で来るのかなということ予想できますが、これは激変緩和の措置があるからです。これがなくなった場合、医療費が県内でも高いとされている南部町に医療費水準を合わせてきたら、県に払う納付金が高くなり、標準保険料率を高く設定することは目に見えてきています。

私は、少なくともこの広域化に当たるについて、県は、県も議会もそうですが、保険税については町村独自で決めるということ最低限今後も保障するということ。

そのことと同時に、県等も市町村財政が大変な中での国保会計していくに当たり、県からも補助金を出すことを強く求めることを要求して、反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田です。議案20号、30年度南部町国民健康保険事業特別会計については、賛成の立場から討論させていただきます。

今これは何号でしたか条例の、国保会計の条例、議案第14号と全部リンクしておりまして、県一本化になった予算体制になっております。それはもう今まで要った治療費は南部町国民健康

保険から払ってましたが、今度は県がそれを全部払っていくということに変わりました、一番問題なのが、南部町は、県が示した標準保険料をそのまま耳をそろえて払って下さいねというだけになりましたが、そのために料率を運協で決めるということになっております。

南部町は、激変緩和の自治体にちょっと若干なつたと、僕、知らなかったですけど、なっとつたようでございますが、これも今度の激変緩和6年ありますが、これがなくなったときどうなるかということもあります、その間に保健事業を徹底して、保険料が上がらないように、みんなが健康施策で、健康で長生きしていただくということを、施策を十分に今後とも力入れていただきたいということと、南部町の国保会計で一番心配なのは、基金がないということなんです。ある程度やっぱり基金がなければこの運営が成っていかないと。保険の保険料の収納率は、大体93%か94%でやっておりますが、そのような予算体系で今回もやっております。

県のほうもそうになっておりますが、保険料の納付率が、満額納付してでも医療費が高くなったときには、そういうときがいろんな問題がありまして、そういうときにやっぱり基金がなければいけないかなという感じはしておりますが、保険財政を本当に今まで、保健師さん中心に頑張ってきたしまして、余剰金、繰越金が出ておりまして、その繰越金を次年度の一般会計に入れまして、何とか今綱渡りの状況でやっておりますが、あとは町の施策ですが、町長にもぜひとも考えていただきたいというのは、ある程度のやっぱり基金を持たないといけないと。

これ裏わががいろいろあろうと思っておりますけど、考えていただきたいということを考えて、また低所得者に対しても今回は5割、2割軽減の方が充実するようになっておりますし、それなりにいい制度になったかなと。また、今度、見える化ということで、南部町の国保会計でいろんな施策をして、それに見える化ということでインセンティブがついて、それが今度は保険料に反映させるような仕組みになっておりますので、頑張った市町村には、それなりに頑張ると思いますが、激変緩和のときにそれを頑張れば、なんなんでも大丈夫だないかと私は思っておりますということで、この議案第20号、国保に関しては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 2 2 議案第 2 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 1 号、平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否ございましたので、それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の意見です。全県一本の運営のため、町民の声が反映できていないのではないかと。保険料の軽減特例が廃止になったため、当然負担増となる。軽減を第一に考えるべきである。

賛成者の意見としては、実質的な事務は町が行っているし、それに対しての保健事業もやっているため、町民の声は反映できている。また、軽減特例の廃止については、準則に基づくものであるため理解していただきたい。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の意見を許します。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1 2 番、亀尾です。私は、議案第 2 1 号、平成 3 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

反対の理由は、先ほど委員長からも申し上げられましたが、まさにそのとおりであります。町民の皆さんの実態、該当する方の声がなかなか届きにくい。県一本になりました関係で、この議会で審査するのであれば全てのことが発言できるんですが、なかなか届きにくいではないか、そのようなことを考えます。

特に保険料の軽減特例というのが廃止になります。今の国民年金一本で生活なされてる方には当然負担増になるということが明らかになると思います。

さらに明らかになるのは、先日、新聞に出ておりましたけども、3月17日、共同通信が集計をした。その結果、36都道府県は保険料が増額になる、このように書かれております。鳥取県は年間で年額が5万1,381円、月に直しますと4,282円、年間の差額が2,313円、率にしますと4.7%のアップということであります。

本当にこういう厳しい中、私も当初予算で申し上げましたが、町の共有財産ですから、これに対してはやはり負担軽減を図っていただくこと、このことを切に願って反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 後期高齢につきましては、賛成の立場から討論させていただきます。

今、亀尾議員が語る言われましたが、一理あるところもございます。町民の声が反映できないかと言われますが、後期高齢も各市町村のところに保健事業を委託しておりまして、それなりに目配り、気配りをしております。確かに今言われました保険料軽減特例が終わりました。これが結構、南部町にも影響がありまして、けども、中でも低所得者対策が充実しております。

5割軽減の人が5人ふえました。2割軽減が2人減りましたと。それと、もう一つ、一番今まで特例しとったのが、元被扶養者の均等割、軽減割合の減額、要は7割軽減から5割軽減に変更になった人やちが209人もおられる、なんです。そういう変更がありましたのは、もとの、もともとの状態に戻しましょうと。今まで後期高齢を皆さんに周知していただくためにいろんな政策制度を駆使して今日まで来ましたが、原則に基づいたやり方に戻したということでございます。

また、保険料率のことを言われましたが、保険料のこと言われましたが、鳥取県後期高齢は所得割も均等割も前回並みにしております。若干下がっておりますということを申し述べまして、賛成といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。  
賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 2 3 議案第 2 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、議案第 2 2 号、平成 3 0 年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 2 号、平成 3 0 年度南部町墓苑事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 2 号、平成 3 0 年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告どおり可決されました。

---

日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、平成 3 0 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、平成 3 0 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 23 号、平成 30 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

#### 日程第 25 議案第 24 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 25、議案第 24 号、平成 30 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 24 号、平成 30 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の意見としては、加入金が 30 万円、分割の場合は割り増しとなる。日々使うものであるため、ぜひ負担軽減を図るべき。

賛成者の意見は、加入率も上がってきている。使用料も今の段階では値上げにもなっていないし、ぜひ進めていくべき会計である。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾でございます。議案第 24 号、平成 30 年度町の農業集落排水事業特別会計予算に反対するものであります。

理由は、まず申し上げたいことは、担当課のほうから資料を提出いただきました。その中で見ますと、農業集落排水、これは接続率が 90%のところが多いわけですけど、しかし、その中で

も1地域については75%のところあります。この農集というのは、公共部分は全て布設がされているわけですね。だけでも、限られた地域がこれ低いということは、やはりそれだけの手だてをしなければ、なかなか接続率も上がらないと思います。接続率が上がるとそれだけ使用料が入りますから、会計もそれだけ負担が、会計も楽になるということになります。

私は、加入金もそうですけど、加入金と、そして使用料ですね、これやっぱり引き下げるべきであるというぐあいに考えます。特に限られたところですから、所得によっては軽減の措置をとるようなそういう制度というんですか、そういうものをつくること、このことを求めるものであります。

そして、公共料金についてはこれまでも、一般会計の反対討論でもあったですけども、やはり公共的な料金は引き下げることということ、これもいろいろ知恵を絞られてやるべきだと思うんです。例えて言いますと、消費税をこれに賦課するようなことはやめるべき、それも一つの手ではなかろうかと思います。そういうことを申し上げまして、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第24号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算の可決に賛成するものでございます。

この事業は、皆さん御承知のとおり、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備を行い、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に努力すること、また農村の基礎的な生活環境の向上を図るものです。一例を挙げれば、金田川のきれいな蛍もこの事業のもたらす効果の一つと言えらると思います。さらに言えば、南部町の里地里山を守っていく上でも、この事業を重要な事業だと思えます。南部町は、会見地区、西伯地区でこの農集の事業を進めてまいりました。農集は、全町の下水道のうち約43%を占めております。

このたび、平成30年度の当初予算については、予算決算常任委員会で、担当課ではあります建設課長から説明がありました。それによると農集区域内の総戸数は1,652戸、そのうち現在の接続戸数は1,439戸、87.1%であります。そして、30年度には5戸ふえる見込みということで、接続戸数を1,444戸、接続率を87.4%、0.3%のアップを目指しているところでございます。このように農集は既に成熟期に入っております。ほぼ完成状態だと考えます。

平成30年度には、施設管理を中心に処理場の管理や中継ポンプ、マンホールポンプの維持管理を行っていくということです。汚泥の減量化を進め、コストの削減を図るということ、計画的

に施設修繕を行い、施設や設備の延命化を図り、費用の軽減を目指しています、このたびの農業集落排水事業特別会計予算であります。住民にとってはなくてはならない重要な事業であり、予算であると考えます。

分担金と加入金ということで、分担金は処理場の施設の供用開始前に住民から分担金を得るものでございます。これは30万ということで、現在もう農集施設は事業開始をしておりますので、現在の加入負担金は1戸当たり35万でございます。なかなかこの加入金を、それでは、下げるということは、これまでの住民との公平性、バランスからいったら難しい問題ではないかと考えます。

以上、この農集特別会計の予算について賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第25号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、議案第25号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第25号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見を報告します。まず、反対者の意見ですが、前議案第24号と同様の負担軽減を図るべきという理由で反対をするというもの。

賛成の意見は、設置を希望される方が頭打ちになっていく現状の中で、設置数をふやす前向きな計画を立て、非常に努力をされている会計であり、さらに推進すべきというものでございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に反対するものであります。

基本となる反対理由は、先ほどの24号と同様なんですけども、ただ、先ほど委員長報告でありましたけども、原課の方は、努力されていることは当然大変だと思います、認めます。ただ、これはいわゆる奥部がほぼ、いわゆる農集や公共下水が布設されてないところ、そこを合併浄化槽で補うということなんです。

聞きますと、やはり将来的な住まいが、ここでずっと住み続けられるかどうかわからんような理由の方もあってございますが、私は、先ほど24号の賛成討論の中ではあったんですけども、水源、河川をよくする、水質を改善のためということも含めると、やはり大きく言えば貢献している、地域について、南部町について貢献してるということも含まれると思います。そういう点から、やはり所得によってはそういうことで軽減を、措置をつくるべきだということも申し上げて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、三鴨義文君。

○議員（6番 三鴨 義文君） 6番、三鴨でございます。議案第25号、平成30年度浄化槽整備事業の予算につきまして、私、賛成の立場で討論させていただきます。

事業の中身は、先ほど亀尾議員が言われたとおり、中山間地において各戸に浄化槽をつけていくという事業でありまして、10年も前から着手しておりまして、順次継続してやっておるわけでございますが、当時は単年度で35基とかそういった数の設置が行われておりましたけれども、先ほど亀尾議員もおっしゃられたとおり、中山間地での高齢化がどんどん進みましたり、独居であるとかいうようなことをお考えになりまして、ちょっと見合わせるわとか、もういいわというようなことで、現在は大体、単年度で10基程度が設置されてきております。ですけれども、去年、29年度ですね、本年度の補正にありまして、計画からプラス2基というような形で実施促進が図られてきておりますし、この予算に出ております平成30年度におきましても、実施計画基数が8基、接続率は70.5%を目指すという予算が出てきております。私は、やっぱりこ

の事業は着実に速やかに実施していった、南部町内全域が下水道整備完了区域というような形で、皆さん全員が、町内、皆さん、町民さん全員が下水道の用に供されるという環境をつくるべきと、早く促進するべきと考えております。

それから、先ほど亀尾議員さんが負担金を軽減すべきということをおっしゃられましたが、この浄化槽整備事業の会計は一般会計から3,424万5,000円、これだけの一般会計からの繰り入れをしていった、やっと収支バランスを保っているというような厳しい会計でありますので、そういう繰り入れをしながら、皆さん方からいただく使用料を上げずに運営しておる、頑張っておる会計ですので、ぜひ賛成すべきと私は考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号、平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。  
賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第27 議案第26号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第27、議案第26号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第26号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の意見ですが、前2議案、第24号、25号と同様に負担軽減を求めて反対をするというもの。

賛成者の意見としては、下水道の接続率を上げていくためには、農集、公共、浄化槽、この3つの事業をさらに進めていくべきであるということで賛成をする。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第26号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算に反対するものであります。

手元に、担当課からいただきました資料を見ますと、世帯に対しては92.9%、約93%ですね、世帯からいうと。私は、せっかくつくった以上は、やっぱりいろいろ家庭の事情があって思いますけども、できるだけ加速して、100%に近づけるために加速してほしいということを願っているものであります。

私は、反対理由としては、24号、25号とほぼ同じであります。そのようなことから反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾です。議案第26号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算に賛成するものでございます。

理由は、先ほどと一緒にございますけれども、亀尾議員、先ほど言われました公共下水道接続率、今が92.5%、平成30年度には92.9%を目指すと、非常に高い数字だというふうに私は思います。もちろん、100%を目指すというのは当然ではございますが、やはりここまで努力している職員に対して頑張ってるということを言ってあげたいと思います。

30年度の公共下水道の予算を見ますと、平成2年に供用開始をしました東西町公共下水道というのがあります。公共下水は旧西伯町だけでございまして、東西町と、それから法勝寺地区と2地区でございます。東西町の公共下水道は平成2年に供用開始をしまして、28年というかなりの年数がたっているところでございます。平成30年度には国の補助事業を使いまして、ストックマネジメント計画を策定するという事業が組まれております。これは古くなった下水道の管とか施設とかを計画的に見直して、どういうふうに整備計画を立てて、住民のために長もちをさせるかということを行っていく事業でございます。やはり上水道、下水道というものは、やはり住民にとって大切な事業であります。この事業及び予算については住民にとって必要不可欠なものと思いますので、この第26号に賛成するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

日程第 2 8 議案第 2 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 8、議案第 2 7 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 7 号、平成 3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見を報告いたします。まず、反対者の意見ですが、基金繰り入れと基金の用途について、J O C A の温泉掘削に使うためのものであり反対をする。

賛成者の意見としては、基金をまちづくりのために使うよう門戸が広がった。J O C A の共生施設も大きなまちづくりであると思うので賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第 2 7 号、3 0 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算に反対いたします。

先ほどのいろんな特別会計等の予算の討論を聞いておまして、私たちが特別会計に反対いたしますのは、国保の予算がけしからんとか、国保そのものを言っているのではなしに、ましてや公共下水等についても、その重要性は十分認識してるし、会計をとめたいとか思ったこと一度もございません。問題点を指摘して、そこを直してほしいということで反対討論しております。

この太陽光の特別会計についても、数年前できるときに、多額な費用を投資することであり、私たちは基本的には多額な投資は慎重な態度を議会ですべてしていますが、このとき、東北の震災のこともあり、原発問題がある中で、住民にこのような投資についてどうだろうかと聞いたときに、

個人ではできないことだから、町がやってくれるのは本当にありがたいことだといって、自然再生エネルギーを実現するために賛成してきた経緯があります。

今回反対するのは、委員長が言ったように、この中での4,000万、基金を取り崩して4,000万を温泉掘削に使うということに反対をしているのです。

これに関連する予算として、議案第13号の太陽光の基金条例の一部改正について。このことについてまちづくりを、まちづくりのために必要な事業とすることには、私たちは賛成をしています。住民に還元できるように持っていくことは賛成です。

ただし、今回もし、住民の願いを受けてつくったこの自然再生エネルギー、太陽光の発電で出てくるいわゆる収益上げて、利益ですね、住民に返して温泉にするとすれば、全住民が使えるような温泉施設をつくっていくとか、町がですね。そういうときに住民の合意を得て使われるものだと思うんです。

今回は、今回の温泉掘削はまちづくりと言いますが、基本的には民間に基準のない、それでもし、権利もないけれども補助金を出していくという内容で、住民からとても支持されると思わない使い方だという点です。

今後、職員の努力や先見性のある中で、この太陽光発電について利益が生じていますが、将来にわたってどうなるかもわかります……。今の国の施策で左右される内容であるということを考えた場合、ここで要る貴重な基金については、やはり住民にどのように還元していくかということと、住民の声を聞きながらもやっていくべきだということを描いて反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案の第27号、平成30年度太陽光発電事業特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど真壁議員も言われました、議案の第13号で南部町の太陽光発電基金条例を改正しました。この内容は、発電収入を原資とした基金の使い道についての改正です。これはまちづくりのために必要な事業に充てることができるという文言を追加したことなんです。

先ほど一般会計で討論もさせていただき、海外青年協力協会JOCAが法勝寺高校跡地に、跡地を利用とした福祉と町民と一緒に交流できることを目的とした、ごちゃまぜの施設を計画しておられるというところに支援をするものです。このごちゃまぜ施設には、6億から7億のお金を投じてこの施設をつくっていただけると、福祉施設と町民の皆さんと一緒に交流できる、癒やしの場を提供してくださる、6億から7億のお金を投じてくださるということです。そこに8,0

00万の予算で温泉を掘り、町民の皆さんが本当に喜んでいただけるものを掘り起こすということとは、温泉掘削ばかりじゃなくて町民の思いを掘り起こすというふうに私は思います。これは、この計画は、まさにまちづくりに必要な事業であって、まちづくりのために最たる事業だというふうに思います。

長年の町民の皆さんの夢、そして私、元西伯ですので、初代町長、磯田町長さんもこの温泉には非常に思いを持っておられました。また、前坂本町長も、それから会見のほうでは1億円の創生資金を使って温泉発掘をされました。そういったことで町民もみんなこの温泉を本当に期待している、その辺も今までの歴史の中でもうかがえるというふうに思います。

この基金を充てることは何ら問題もなく、反対をする理由も全くないというところから、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

それでは、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 賛成という立場で討論させていただきます。先ほどの板井議員の賛成討論に追加というような形になろうかと思えます。

13号議案でも太陽光発電基金条例、この条例にもあるように、この基金はまちづくりに関する事業に使えるようになりました。そうであるならば、町民の方々の集いの場となり、温泉を楽しむ場とは町民福祉としての顔を持っていると考えております。私たちの足元1,000メートルを超えるところに温泉が眠っているかもしれません。1,200メートルの下にも夢があるわけです。

板井議員もおっしゃいましたが、会見、西伯、旧町時代にそれぞれの町が温泉に挑み、無念にも敗れました。今、JOCAという友を得て、かつて敗れた戦いにもう一度、挑もうではありませんか。1,200メートルの巨大な岩盤に挑もうではありませんか。1,200メートルに埋まったままの夢を掘り出そうではありませんか。JOCAの皆さんには、出るまで掘り続けると言ってくださいました。そうであるならば、地球の裏側まで掘る気でやってくれと伝えました。ぜひ、この基金を活用していただきたいと思えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほど真壁議員は、今回この予算を、温泉を掘

ることに使うということで反対討論されました。今回、私が思っているのは、今回この予算、まちづくりという予算のもとで一体何に使われるのかという不安を考えております。

先ほど一般会計のところ、私、サテライト手間のことを指摘しました。サテライト手間においては独立採算制で行うというふうになっておりますが、ここが赤字になった場合どうなるのか。この予算から赤字補填をされるのではないかと、特別使いやすいまちづくりという名のもとで、使いやすい財布になるのではないかと、その点いささか心配しております。この点を指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号、平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

#### 日程第29 議案第28号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第29、議案第28号、平成30年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第28号、平成30年度南部町水道事業会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第28号、平成30年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 0 議案第 2 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 0、議案第 2 9 号、平成 3 0 年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 9 号、平成 3 0 年度南部町病院事業会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 9 号、平成 3 0 年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

日程第 3 1 議案第 3 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 1、議案第 3 0 号、平成 3 0 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 0 号、平成 3

0年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

---

### 日程第32 議案第31号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第32、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）です。

予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

賛否意見を報告します。まず、反対者の意見ですが、今まで伯耆町、南部町、JAで運営していたが、採算が合わず解散となった。これまでの総括をすべき。指定管理に至った状況、経営の見直しなどをきちんとやらずに指定管理に出すこととしている。また、伯耆町が抜けたことにより予算上は倍額が必要となってくる。以上の点をもって反対をする。

賛成者の意見は、運営会社の処理は円満に解決したと聞いている。今後は、指定管理を受けたJOC Aの地域資源を活用するノウハウに期待をして賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について。

先ほど委員長からありましたけども、花回廊の脇にあります野の花でございますね。これはずっと続いてるんですけども、聞きますと経営が非常に成り立たず、いわゆる出資金の中の一部を取り崩して、つぎ込んで運営をしてるような状況が報告ありました。

私は、平成29年度末までのやっぱり総括、委員長からの報告にありましたけども、総括と、そして清算をすること、このことをきちんとすることなく指定管理制度に該当したということでもありますけども、私はJOCAがこれを、2カ所から手が挙げられたんだそうですけども、ただ指定管理料の提示が、JOCAのほうが低かったんでそれに決めるということなんです。今後の経営の見通しについて、私はどうなのか非常に疑問を持つところであります。

特にここで指摘したいのは、昨年までは伯耆町のほうからもこれについての、運営についてのお金が出ておりました。つまり、2町でこれを工面してやってきたわけなんです。ところが、伯耆町は、これについては撤退すると、参加しない、このような方針になりました。そして、ですから、ことしから本町の単独でやるということでもあります。金額は今までの倍額の517万5,000円、この金額を町の財源の中から出すということでもあります。

私は、この施設が今までも、そして今後も南部町にとって本当に必要なものであるでしょうかということ。一つは、雇用の場であって、雇用の場で非常に大切なもの、そして農産物の販売には大きな貢献をしてるという状況であれば、それも一つの手かなと思うんですけども、聞くところによりますと雇用については1人されるというようなことを聞きますし、農産物販売にはなかなか実績が上がってないということ、量ですね、ことを聞いております。そのことからいけば、やはり伯耆町がとったように、ここで引き下がることも一つの思案の中に入れて、今後について考えるべきではなかろうか、このことを申し述べて反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。この議案の第31号、公の施設の指定管理の指定について、これは花回廊にあります野の花の施設管理運営ということになります。

先ほど景山委員長のほうからも報告がありましたけれど、これは株式会社野の花さんがこれまで伯耆町と南部町と2町が一緒になって運営をしていっていたということなんですけども、まずこの株式会社野の花については、中心となって動いていってもらった方々がやめていかれる。その後

の対応がなかなかできなかったというところから、まずは指定管理のほうに持っていかうということ町で計画され、実行された部分だというふうに思っております。

ただ、今のとっとり花回廊の来園者もだんだん減ってきてというのが現状であり、野の花のほうの経営も厳しいというところから、伯耆町のほうは撤退をしていくということになりました。ただ、テレビなんかで見ますと、南部町のとっとり花回廊ということで、必ず南部町という名前が出てまいります。そういった花回廊、大きな観光施設にあって南部町の地域の名前が出る。そして、そこで一緒に対応している野の花を、これをやめるということは多分、町長としても絶対できなかったというところからの判断だというふうに思っております。そこで指定管理のほうに出して、先ほど細田議員も言いました、今回 J O C A 議会のような感じなんですが、J O C A の名前がいっぱい出てきますけれど、海外青年協力協会 J O C A をお願いをするということになったわけです。

指定管理の選定委員会の中での資料が出ておりました。それを見ますと、J O C A のほうはまず花回廊に来られるお客さん、最近クルーズ船なんかも境港に入ってくる関係で海外の方がたくさん花回廊にも来られるということで、中国語や韓国語や英語ができる。J O C A は御存じのように海外で2年間、各国で経験をし、そしてその言葉についてもしっかりと熟知して帰ってきておられる人ばかりで、全国には何万人もの O B の方がおられます。そういった方々に来てもらったりして、観光に来られた、花回廊に来られた方々の対応もしながら、そして野の花のほうにお客さんを誘導するというような計画も入っておりました。

そして、全体的な施設の中の運営の中では、新しくメニューをつくって、そこで販売をしたい。今までのようなレトルトではなくて、自分が学んできた海外の料理をつくって提供していきたいというような考え、そして販売についても地元のものでできるだけ中心にしたものを使っていく。この後、めぐみの里の指定管理も出てまいります。そういった施設を使って新しいものをつくって、そこで売っていくという一つの流れをつくっていききたいということでした。

それと、地域に貢献、法勝寺の施設も町民に貢献、福祉に貢献ということをずっと説明をしておられました。この野の花では、会見第二小学校が近くにあります。そちらの小学校の子供たちとの交流、出前講座を考えたり、そして鶴田や池野のいきいきサロンに参加をしたりという地域の方との交流もこの計画の中に入っておりました。やはり J O C A の皆さんはそういった交流、そして地域の問題の解決をちゃんとわかってそれに対応していく、そういった団体なんだなということをこの指定管理の資料を見て本当に感じたところです。

ぜひとも J O C A の皆さんには頑張ってください、地域を巻き込んで野の花を再生していただ

きたいということをお願いして、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

### 日程第33 議案第32号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第33、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否それぞれの意見を報告をいたします。まず、反対者の意見です。農産加工品の中心となる施設であり、町が責任を持って直営で運営するべき。これまで町は手を打っていない。町民ニーズは町でなければつかめないものであり、軌道に乗るまでは町が責任を持つべき。J O C Aは評価するのだが、何でも他人頼みでは地域活性化はできない。町の姿勢が一番の問題点であるとして反対。

賛成者の意見としては、今後、農業の6次産業化がこの施設を拠点としてJ O C Aのノウハウを生かして進められる。町民によかったと思われる施設になることを期待して賛成をする。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第32号のめぐみの里の指定管理の指定について、反対をいたします。反対として意見を委員会で述べたのは、委員長が先ほど報告したとおりです。

今回の予算の中では、先ほどの議案第31号の野の花もいわゆるJ O C Aが指定管理になると。32号のめぐみの里もJ O C Aが指定管理になる。そして、法勝寺の温泉掘削もJ O C Aがしていくということで、どなたか言ったように、J O C A予算か、J O C A議会って、皆さんも同じ認識だと私も思ったんです。みんなそういうふうに思ってるわけですよ。

一つには、やはりどうしてもここで言っておきたいのは、私はJ O C Aが海外青年協力隊として多くの国民の期待を担って、いわゆる発展途上国へ行くことについて、多くの国民は反対しないし応援してたと思うんです。でも、この間の、いわゆる今回、公益社団法人、内閣府が認定した青年海外協力協会をつくってから、中身はちょっと違って来たんじゃないかなというふうに思えて仕方がないんですよ。内閣府が認定した公益社団法人が、今回やってるように指定管理を受けたりとか、派遣をしたりとか、本来もうける団体ではないところが、資金もなくて、もうけるためにそこに産業を興すために来れるということできるんだらうかというの、素朴な疑問なんですよ。

そもそもどなたかの発言の中で、J O C Aの受け皿としてといみじくも言われた議員いましたけども、私も同じようにとっています。年間、今まで何千人とやってきて、2万とも何万とも言われる方々、O Bがいらっしゃって、その方々が海外青年協力隊に行って帰ってきて、ほとんどが仕事やめて行くから次の仕事なくて、その受け皿として地域に貢献するようにやっという話し合いをしたと、こう言うんですけども、そもそも本当に政府がJ O C Aの事業を、J I C Aですね、海外青年協力隊の仕事を本気でやろうとするのであれば、国の制度の中で行く方々の仕事保障してあげたらええことと違うんですか。やめさせて行かなくても、2年間なり3年間行くことについては、大きな国家事業の一つであるからということで、それを法律できちんとすればできることやと思うんですよ。

2つ目には、帰ってきて地域に貢献させようというんだったら、どうして地域の公務員をふやしてその人たちを公務員として雇わないんでしょうか。受けるほうとすれば、何年間かは補助金が来るけれども、このJ O C Aの方々に自立しなさいと言わないといけないわけでしょう。自立するために場所を提供して設備を保障して、そういうことをやるけれども、実際行かなかった場合どうなのかということは空論ですよ。J O C Aの方に期待したいと言いますが、J O C Aの方

々は、JICAの方がもともと海外で自分の能力を生かしてやりたかった方々でしょう。その方々に南部町で来てくださることは非常にありがたいと思いますが、過度の期待をするということは、これは町の責任放棄したことやと思うんですよ。

この大もとになっているCCRC計画も内閣府主導でやってきたことは、私は早晚、これは総括されるような内容だというふうに思っています。地域を協力させて、競い合っただけで市町村が、どの市町村も豊かに伸びるはずがない。そういうことを考えたら、私はCCRC乗っかった身としても、最低限のことをしながら町の基盤固めていくことに重点を置くべきだというふうに考えています。

このめぐみの里の問題でいえば、今回、前年度828万5,000円、今年度1,667万4,000円、倍額になっています。中身は工事請負が1,200万、JOCAへの委託料が457万9,000円。これを聞いた住民の方がどう言ったかということ、自分たちがあのめぐみの里を使いたいときに直してくれと言って直してくれなかった。大豆が上がって豆腐ができないときに、補助金申請してもらえなかった、こういうことを声として上がってるんですね。

今回、JOCAが説明会開いたときにどういうことを言ったか。これからは皆さんには利用してもらいますが、原則その場で使用料払って帰ってください、こういうことを言うわけですね。例えばJAと関連してる方々なんかは団体で動いてますから、そのお金のやりくりというのはその場でしないわけですね。そういうこと一つとっても、本当に住民にとっていいやり方なのかということは、やはり考えざるを得ないと思うんです。とりわけめぐみの里をJOCAに指定管理することに反対をいたしますのは、本当に農業でその加工品をやっていこうと思ったら、軌道に乗るまでやっぱり町が主導して、きちっと職員を充ててやるべきだということです。

それに、これまでやった豆腐づくり、みそづくりというのは、前は米子からも南部町に来て旧西伯にてつくっていたんです。この基盤をつくっていきながら、南部町でお金はかかるけども町内に大豆をつくって、そこでみそや豆腐をつくって地産地消やっていこうやないかという一番基盤となるべき場所ではないでしょうか。それが今回、めぐみ豆腐も前回なくなった。もう一つのえぶろんなんかでも中止になるんですか。どんどん今までやってきた方々が、高齢のこともあって続けることが大変だと言ってるときに、そこに具体的に支援することこそ、町が求められていると考えています。

過度に、来られた方々に、今までできなかったことをJOCAの方に期待をしてやってほしいというのは、これは余りにも私は無責任だと思います。つくった以上、反対しても協力していかんといけんことはいかんと思いますが、本来やるべきは、町がきちっと計画を立てて農業計画を

立て、このような農産物の加工所をどう運営していくかという方針を持つべきだということを厳しく指摘して、反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第32号、めぐみの里の公の施設の指定管理についてでございます。これは賛成の立場から今言わせていただきます。

今、るる真壁議員がこれについて反対討論されましたが、J O C Aの方もこの議会のこのやりとりを聞かれまして、それらを念頭に置かれて、めぐみの里も野の花も一緒になって、これはされると思います。そのように私は確信もしておりますし、何がだって一番これで私が言いたいのは、あそこは大豆加工所でいろんなことを、今度はフリーズドライとかいろんなことをされるということをお聞きしました。ということは、あそこが町の6次産業化の拠点になりそうだと。これを海外青年協力隊で培ったエネルギーと知識と、そういうものを持ち込んでこれをやっていただくということに私は期待し、そうなると思っております。

J I C A、J O C Aについていろいろる言われましたが、国の地方創生絡みでJ O C Aが今、地方創生の中に、一つの枠組みに入っております、全国にいろんなことを展開しております。ひいては今度視察行くS h a r e金沢等でございますが、そのように世界で活躍して不毛な地域、無から有を生じたそういう人たちを呼び、戻られて、それを地域活性化、再生に生かすという国の政策に一番合致してると思います。それが南部町でやるということは、私は地元でおって、なかなかわからない視点で、世界中でやったその視点で、ノウハウで、我が南部町が地方創生絡みでJ O C Aを中心にして変わったということになれば、私は最高にいいんじゃないかと。一つのツールが法勝寺高校跡地、野の花、めぐみの里等、この施設を活用して、思う存分南部町のいいところを生かしていただくことを希望いたしまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここでお昼休憩に入りたいと思います。再開は13時、午後1時からいたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

日程第34 議案第33号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第34、議案第33号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第33号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第33号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第35 議案第34号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第35、議案第34号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第

10号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長(唯 清視君) 総務課長です。

-----  
議案第34号

平成29年度南部町一般会計補正予算(第10号)

平成29年度南部町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ196,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,719,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月20日

南部町長 陶山清孝

平成30年3月 日

決 南部町会議長 秦伊知郎

-----  
2ページの下段をごらんください。地方自治法第213条に基づくものでして、平成30年2月21日に平成30年第2回臨時議会において上程いたしました平成29年度南部町一般会計補正予算(第8号)で御説明しました繰越明許費の補正です。額を4億9,000万円とするものです。

4ページをお開きください。歳出。5款2項2目林業振興費でございます。1億9,600万円を減額しまして、合計5億4,638万8,000円とするものでございます。この理由といたしまして、国の補助金と県補助金が一括計上でしたが、これは国補助のみが町経由ということと判明したためによるものでございます。

歳入におきましては、上段をごらんください。同額としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(秦伊知郎君) 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第34号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

議案第34号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第36 発議案第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第36、発議案第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者である井田章雄君から趣旨説明を求めます。

井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。

.....

#### 発議案第1号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日 提出

提出者	南部町議会議員	井田章雄
賛成者	同	細田元教
	同	景山浩
	同	板井隆
	同	仲田司朗
	同	三鴨義文

同 同 白川立真  
同 同 長束博信  
同 同 滝山克己  
同 同 荊尾芳之

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....  
——別紙であります。

.....  
南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）  
の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「1  
00分の172.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

.....  
よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 提出の方にお聞きいたします。これに対する金額、総額は幾ら増  
額になるのでしょうか。

それと、1人当たりになると幾らになるのでしょうか、お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。議員数14名、これが2回にわたっ  
て期末手当の支給をされるわけですが、総額19万6,000円だと思います。

一人頭にしますと1万4,000円、月7,000円掛ける2の1万4,000円、個人一議  
員に当たり年間上がるわけでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 執行部から提案ありました議案第10号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、これ私、反対いたしました。

内容は、いわゆる期末手当、今回発議で上がっておりますこれに類するものであります。金額はもちろん違うんですけども、そのときも言ったように、町民の方の多数の方の暮らしの状況を見ますと、大変な状況の方の意見もかなりあります。そういう中で、議員の特別職についての期末手当、これを一人頭1万4,400円ですか、上期と下期であると思うんですけども、これについて、ここでこの支払いを受けたからといって生活に対して大きな影響を与えるものでもないし、今の議員の報酬で、もうかつかつで生活が大変だというもんでも一概に言えないと思います。そういうことからいいますと、町民の暮らしと比較しますと、ここでこれだけのことをすべきではないというぐあいになって反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 私は、本議案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

この100分の155を157.5とか、170を172.5という、この金額自体が高いのか安いのか。先ほど反対をされた亀尾議員もおっしゃっていましたが、なかなか客観的というか、絶対的にこれが高いとか安いとかと言えるものでもありません。今回のこの引き上げは、執行部のほうの特別職の例もそうでしたが、人勧に基づいた引き上げというふうになっております。

私たち議員は報酬をいただく立場として、なかなか引き上げに賛成ということは言いづらいという側面はございますが、私たち自身が任期を区切ってこの場にいさせていただく人間であります。町の一つの機関、議会という立場から、4年先、8年先、12年先、次々新しい方も出てこられるそういった機関の報酬を人勧に基づいて適正に引き上げていく、ないしは場合によっては引き下げていくということは、私たち自身の問題だけではなくて、本当に機関として粛々と実施をしていかなければならないというふうに考えております。

以上の理由によりまして、本議案は賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

発議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

---

### 日程第37 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第37、発議案第2号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君） 議会運営委員会委員長、板井隆です。発議案第2号、朗読をさせていただきます。

.....

### 発議案第2号

#### 地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年3月20日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 板 井 隆

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙を読み上げます。

.....

### 別紙

#### 地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に次の調査を行うものとする。

### 記

#### 1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 調査事件

- (1) 自立支援対策について
- (2) 人口対策について
- (3) 少子化対策について
- (4) 地域交流について

3. 調査地

- (1) 滋賀県草津市
- (2) 石川県白山市
- (3) 石川県小松市
- (4) 石川県川北町

4. 調査期間

平成30年6月～7月のうちの3日間

5. 経 費

予算の範囲内

6. 調査方法

地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。

.....  
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたします。

これより、発議案第2号、地方行政調査特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに

決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

委員は、全議員14名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、全議員の14名を地方行政調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員会委員長に白川立真君、同副委員長に三鴨義文君を決定いたします。

### 日程第38 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第38、発議案第3号、生活保護費の引き下げ中止を求める意見書を議題といたします。

提出者である細田元教君から趣旨説明を求めます。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君）

発議案第3号

生活保護費の引き下げ中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日 提出

提出者 南部町議会議員 細 田 元 教

賛成者 同 白 川 立 真

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....  
別紙はお手元にあるとおりでございますが、省略してよろしいでしょうか。読まないけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 朗読してください。

○議員（10番 細田 元教君）

.....  
別紙

生活保護費の引き下げ中止を求める意見書（案）

厚生労働省が2017年12月8日に発表した「生活保護基準の見直しについて」では、生活保護利用世帯の7割が食費や衣服費、光熱費などの日常生活費にあてる「生活扶助費」を最大5%引き下げるとしている。また、ひとり親家庭に支給される「母子加算」も20億円減額、年間で平均4万8千円の引き下げが予定されており、生活保護利用者からは「これ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる」「育ち盛りのこどもがいるのに、これ以上どうすればいいのか」との不安の声が上がっている。

すでに、2013年から15年にかけて「生活扶助費」が減額され、平均6.5%、最大で10%も引き下げられており、今回さらに減額することになれば、憲法第25条「健康で文化的な生活」「最低限度の生活水準」が保障できるのか問われることになる。

厚生労働省が引き下げの根拠としているのは、生活保護制度を利用していない「低所得層の消費実態との比較」とされている。低所得世帯に合わせて保護基準を引き下げていくことは、格差と貧困をさらに拡大し深刻にするだけである。また、生活保護基準の引き下げは生活保護利用者だけの問題ではない。就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など各種制度の基準になっている。最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなり、国民全体の所得の低下につながる問題である。

南部町内での実態は、国保世帯の約62%が減免世帯である。また、ひとり親世帯の約71%が準要保護世帯という現状がある。町民への影響も心配される。

よって、本町議会は国に対し、生活保護費の引き下げ中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は今、細田議員が朗読されました発議案第3号、生活保護費の引き下げ中止を求める意見書に反対の討論をさせていただきます。

生活保護は、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定められています。この理念に基づき、生活保護法は生活に困っている方々に最低限度の生活を保護するとともに、その方々が自分の力で生活していけるように援助することと定められています。

生活保護の受給者は全国で約213万人に及んでおり、総額は3兆8,000億円の予算が使われている。ただし、そのうちの半分近くは医療費であります。このたびの生活保護費の引き下げは5年に1度の見直しで、生活保護受給額のうち食費や光熱費など生活費相当分について、ことしの10月から3年間かけて段階的に国費ベースで160億円の削減を行うものです。全体の総額は3兆8,000億円のうちの160億円を減額を行うものです。ただし、子育て世帯への児童養育加算は40億円の増額となっております。厚生省は、今回の見直しで受給者以外の低所得者層や低年金受給者の方々の消費と均衡するように受給額を計算されたとのことでした。

このたびの定例議会、真壁議員が一般質問をされました。この答弁にもありましたが、家賃以外の物価は地域ではさほど変わらないことから、このたびの引き下げで都市部は1割ぐらい引き下げになるが、地方にとっては引き上げになる方もあるとの回答もありました。

さらに加えると、厚生省は、保護費の減額分を、働くことができると思われる生活保護に至る直前の状態にある生活困窮者、例えば南部町がこのたび進めますひきこもりの対策などの支援拡充に充てる方針となっております。生活保護者の減少によって本当に困ってる方への支給をふや

することができるならば、憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づいた生活保護法の後段の、その方々が自分の力で生活していけるように援助をすることが確立され、時間はかかるかもしれませんが、これ以上の施策はないと私は考えております。

私は、常に福祉の充実を唱える細田議員の提案に初めて反対しますが、細田議員には御理解をいただき、生活保護費の引き下げ中止を求める意見書に反対の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束です。私は、この発議案第3号、生活保護費の引き下げ中止を求める意見書に賛成する立場で討論させていただきます。

生活保護費の生活扶助費の引き下げは、非常に厳しいものがあります。生活扶助費は意見書にもあるとおり、世帯にとって必要不可欠なものであります。食費や衣服費、光熱費などで生活そのものであります。生活保護世帯は本当に毎日毎日がぎりぎりの生活をしております。さらなる切り下げはこの制度そのものを否定していくようにさえ感じられ、生活保護世帯の暮らしがどのようなようになっていくのか想像しがたいものであります。さまざまな理由により生活保護世帯になられた方々への配慮を欠く政策はすべきではなく、逆に国民の生活を守っていく、あるいは向上させていく政策こそ望まれるものと考えます。

南部町においては、意見書にも記載されておりますとおり、必ずや影響されるのではないかと心配しているところであります。このことから、本日の生活保護費の引き下げ中止を求める意見書に賛同するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、生活保護費の引き下げ中止を求める意見書を採決いたします。

なお、この際申し上げておきますが、起立しない議員は反対とみなしますので、よろしくお願いいたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第 3 9 発議案第 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 9、発議案第 4 号、憲法を国政に生かすよう求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

1 2 番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君）

.....

発議案第 4 号

憲法を国政に生かすよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 0 日 提出

提出者	南部町議会議員	亀	尾	共	三
賛成者	同	真	壁	容	子
	同	同	加	藤	学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——じゃあ、別紙を朗読いたします。

.....

別紙

憲法を国政に生かすよう求める意見書（案）

日本国憲法が公布され 7 0 年が経過した。現行憲法は、民主主義・立憲主義に基づき「国民主権」「基本的人権」「恒久平和」が貫かれた、世界的にも優れた憲法であることを多くの国民は認識している。それは、「日本世論調査会」が発表した昨年 1 2 月の調査によると、「改憲の国会論議は急ぐべきではない」が 6 7. 2 %との結果に明確に表れているところである。

いま、日本の現状は、貧困と格差の広がりが放置できないまでに深刻化している。いたるところで、長時間労働、過労死、ワーキングプア、親の医療・介護に苦しみ、「非正規雇用で給料が安く、いつ雇い止めになるか不安」「進学をあきらめた」「親の介護で会社をやめるしかない」など、痛切な声が上がっている。

これら苦難の解決には、憲法第 2 5 条の「国民の生存権」「健康で文化的な生活を営む権利」を最大限に尊重した、国の政策としての「社会福祉、社会保障の向上」が必要とされているので

ある。

「すべて国民は個人として尊重され」（第13条）、「すべて国民は法の下に平等」（第14条）として、誰もが差別されずに支援を受けられるとした現行憲法の理念に基づいて施策を実行すべきである。

よって、本町議会は国に対し、憲法を国政に生かすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

鳥取県南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣・法務大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上であります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。2点ほどお聞きします。

この意見書の案の中で、最初のほうで改憲の国会議論を急ぐべきではないということが、パーセントもあらわしてありますけれど、その下の部分との関係ですね、まず「改憲の国会議論は急ぐべきでない」この改憲というものは何を指しているのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改憲というのは、いわゆる憲法を変えるということであります。

今私がここで上げたのは何かといいますと、憲法は誰をまず当事者としているのか憲法前文で述べています。「日本国民は、」「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

現在の安倍首相のつくっております政府は、果たして憲法に忠実、厳格な政治を政府が行っているとは感じることはできません。まず、権力者は法律に基づいて行政をすることです。しかし、最高の権力者である安倍首相は、みずから憲法改正について発言する、憲法の前文に反する考えではありませんか。

特に一昨年の法解釈で戦争法を成立させることは、まさに戦前の戦争体験から、戦後の新憲法は平和主義、9条で戦争放棄をうたってきたことを否定するものでありませんか。アメリカや一部の大企業の要求のもとで、その手法は憲法を国政に生かすとはとても思えません。ここで言う、

生かすというのは憲法改正はすべきでないということでもあります。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） さっき亀尾議員のほうからありました改憲については、確かに憲法9条、日本の安全と国家の義務を、それから参議院の合区の問題、これは憲法の第47条、選挙についての規定が設けてある。それから、教育の無償化については、憲法第26条の第2項を義務教育というものを、今、小・中学校が義務教育なんです、それを保育園、幼稚園まで引き下げるといふようなことも検討され、そして憲法では今上がってないんですけど、緊急事態事項を設けて戒厳令に近い責務と権限を内閣に与えるといふような4つの部分についての、今、改憲についての国会で論議がされてるわけです。それについてですけど、その後の文章について、憲法第25条、それから第13条、第14条ということがこの意見書の中で主体的なものとして上がってるんですけど、全く整合性がないと思ってるんですけど、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど板井議員がおっしゃったことは、義務教育のことだとか、あるいは選挙法のことなんですが、これは憲法といふのは一番の、家でいえば大黒柱になります。それに付随してひさしをつけたり、あるいはそれを補充する柱を立てたりするものが、それがいわゆる保険法だとかあるいは選挙法もですね、そういうことは決められているので、ここをあえて動かさなくてもそれに付随する、例えば義務教育法だとか、そういうものはきちんとあるんですから、そこできちんと補えばいいことであって、憲法そのもの、一番基本になるものは動かすべきではないということが私の主張であります。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 質問の答弁になってません。結局、改憲の部分とその下の憲法のところですね、この苦難の解決には25条、13条、14条とある。これは全く改憲の議論にもなってない部分なんです。なぜ文章の冒頭にこういった文章が出ているのか、もう一度お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 苦難の解決にはと書いてありますが、最後には最大限に尊重した国としての政策をやりなさいといふことを言ってるんです。つまり、憲法を動かさなくても苦難を脱却できることはあるんですよといふことを述べてるわけです。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 1 時 3 7 分休憩

---

午後 1 時 3 7 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

6 番、三鴨義文君。

○議員（6 番 三鴨 義文君） 6 番、三鴨でございます。この意見書につきまして、私、ちょっと反対といいますか、納得できないところがございまして、意見を述べさせていただきます。

まず、冒頭のこのタイトルですけれども、憲法を国政に生かすよう求める意見書となっております。私自身、現憲法はその法の精神をしっかり捉まえて、国で定められます法律ですとか、いろいろな政策に反映されてきておると、憲法をないがしろにはされていないというふうに私自身が思っております、こういうタイトルで意見書を出すことにつきましては、ちょっと同意しかねるところです。

それと、先ほど板井議員が御質問なさいました改憲の国会議論は急ぐべきではないという、これは答弁のほうで、憲法 9 条の話で自衛隊を明記するとか、当時いろいろありました。このことでこの数字を上げられたんだろうと思いますが、この 6 7. 2%というのは、改憲の議論は急がなくても現状でいいんじゃないかという皆さんの声だと思っております、それだけ現憲法がそぐわない状況でもなく、それによってなされている今の国の政策なりが、法律なりがそれに準じてなされているんだからというふうに私は捉えます。

それから、中段にありました日本の現状はというところから、貧困と格差ですとかいろいろありまして、そういった苦難の解決にはというところがありますが、私、最初に書かれております改憲の議論ですとか、憲法の話というよりは、これはもっと身近な南部町議会として意見書を出すのであれば、現状がこういうことだから国の政策として社会福祉であるとか、社会保障の向上充実を求めていくというような話であれば、この真ん中の部分はわかるんですが、あえて憲法に理由づけをしてこの社会福祉政策を語るというのは、これは憲法改憲議論と社会福祉の議論と、ごっちゃまぜになってしまっておるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、こういう意見書の出し方ではなく、はっきり憲法を守るんだという御意見であれば、改憲の話は話、

それから現状の南部町も含めた社会福祉の向上ですとか充実を求めていくというような論点をきちんと整理されて出すべきだというふうに思います。

やっぱり現在の憲法については、その精神はしっかり守られているところでありますので、それをあたかも守られていないような、国政に生かせというような意見書は、私は賛同できかねますので、この意見書には反対させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤です。一般論的に賛成論を展開させていただきます。

今回、意見書に入っております貧困と格差の広がり、長時間労働、過労死、ワーキングプア、こういった問題は現在、現状として日本の社会にあります。憲法の基本にあるのは平等、これが基本的にあります。この精神に基づいて考えるのであって、行政を行うのであれば、現在放置されているというふうにしか考えられない。これらの問題はなくすべき、憲法にのっとってなくすべきではないか、そういうふうに思われます。

また、憲法改憲の問題ですが、憲法のこの精神を変えてしまうことは根本的には間違いだよ。ですから、憲法改憲はするべきではない、現在検討するべきではない、そういう意見が導き出されます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

賛成ですか、反対ですか。（「賛成の意見」と呼ぶ者あり）賛成。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけない。賛成討論に引き続いて賛成討論をさせていただきます。

先ほど板井議員のほうから質問があった自衛隊の問題、合区の問題、教育の無償化の問題と、もう一つ何でしたっけ、4つ言われたんですよ。合区、教育の問題、もう一つは緊急事態ですね、そのことを言われたんですよ。

三鴨議員も聞いておられると思いますが、今、憲法を国政に生かすようにというの、三鴨議員がおっしゃるように、憲法は今生かされてて、多くの国民は今の憲法でいいよと思ってるというのが67.2%だと。それをなぜ、あえてこう問題にするように、生かされていないように言うのかというのは、まさしく今板井議員が言われたように、今一番大多数で、国会で3分の2以上占める自民党ですね、そこが改憲案というの持ってまして、自衛隊の問題、合区の問題、教育の無償化の問題。でも、一番大きいのが一番最後の緊急事態ですよ。ここを含んで改憲案を持って

るんですよ。それを、今ごたごたしてありますが、ことしの秋半ばには出してきて、例えば近いうちに国民投票しようかというような動きがあるわけなんですよ。私たちの周りでは三鴨議員と一緒に、今、憲法そんなに変えなくていいよという人いっぱいいるんですよ。ところが、その中に、政権を持ってるところが改憲を急いでくる論議をしてるもんですから、私たちはあらゆる角度から憲法に光を当てて、そのことをみんなと一緒に考えたいという方法で、以前は憲法9条の問題出させてもらったんですけど、今回は憲法を国政に生かすよう求める意見書というのを出させてもらったんですよ。

内容は、加藤議員がおっしゃったように、憲法がうたっている国民の権利や暮らしと今の暮らしがかけ離れているのではないか。例えば教育の無償化のも、教育費にお金かかる問題では、憲法では、義務教育はこれを無償とするということもちろん書いてありますし、そこで幾らでも現憲法の中で教育の無償化図れていくということがありますよね。そういうことを取り上げて、今の情勢をなくすには憲法を変えないといけないというふうな論議があるから、これを持ってきてるわけです。三鴨議員がおっしゃるように、憲法を変えなくても今いいと思ってるんだから、そのもとで社会保障の充実と言っていけばいいかというの、当然のことなんですよ。

ところが、今の現状がいけないということでそれを取り上げて、合区にしたのも現憲法下でしたわけですよ。やめるのもできるんですよ、そういうことが、合区やめることも。現憲法下でしたからね。そのことが何ら憲法を変えるという理屈には結びつかんわけですよ。（発言する者あり）そういうことを言ってきているものですから、私たちは皆さんと一緒に憲法を国政に生かすようということを求めたいということです。

皆さんも御存じだと思いますが、私たちが中学校のときに日本国憲法を学んできたのではなかったでしょうか。中学校で卒業する、働く子供たちに憲法前文を覚えとかんといけんよといって、授業中に、中学校3年生の最後に憲法前文を覚えてみんなが卒業してきたという、私たちそういう年代に育ちました。どういう人生を迎えようが、憲法を変えるというようなところに来るといいうのは遭遇したことなかった。

議会に出て思ったのは、憲法を変えるというような日程が来るのかということと、町の名前を変えるということも予想しなかったことがあったんですけども、そういう事態に今来ていると私たち思います。

そういうときに本当に今の憲法が、変えなければいけないところがあるのかどうかということを実際に考えていただきたい、一緒に考えようではありませんかというつもりで出しましたので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第4号、憲法を国政に生かすよう求める意見書を採決いたします。

この発議案も発議案第3号と同様、起立しない議員は反対とみなしますので、よろしくお願いいたします。

原案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

---

日程第40 発議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第40、発議案第5号、「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。

.....

発議案第5号

「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日 提出

提出者	南部町議会議員	加藤	学
賛成者	同	亀尾	共三
	同	真壁	容子

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙

「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書（案）

「働き方改革」一括法案の中の裁量労働制の拡大についてはデータのねつ造問題が発覚した。裁量労働では「実際の労働時間」をしらべていたが、一般労働では「残業が一番長い日」をしらべていた。この二つは比較の対象にはなり得ない。その結果、誤りカ所が200カ所以上にもあがっており、今、国会に於いては提出が見送られることになった。

しかし、「働き方改革」一括法案の中には高度プロフェッショナル制度も含まれている。

この高度プロフェッショナル制度では「健康確保措置」として「年間104日以上」の休日が義務づけられている。その一方で労働時間や時間外労働に対する割増賃金、深夜労働に対する割増賃金の規定がない。これがいわゆる「残業代ゼロ法案」といわれる理由だ。

参考資料として、今月はじめに「働き方改革関連法案を今国会で成立させるべきか」と云う世論調査が行われている。「今国会で成立させる必要はない」と答えた人は、支持政党別に自民党で60.8%、公明党で63.4%、立憲民主党で86.4%、希望の党で54.1%、民進党で64.9%、共産党で87.8%、日本維新の会で83.2%、支持する政党がない人で72.8%となっている。

「8時間はたれば普通に暮らせる」社会を殆どの人が望んでいると確信する。

南部町議会は国会に対して「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

鳥取県南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。そうしますと、発議案の第5号、「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書について、ちょっと質疑をさせていただきます。

内容を見ると、ほとんどが高度プロフェッショナル制度ということになっていますけど、これもちょっと詳しくどういったような制度なのか教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君、手を挙げて。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。まず、この高度プロフェッショナル制度というものですが、法律案では「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務」これが業務の対象の案として出ております。ですが、これは法律案の中でこういうふうに規定されているだけで、実際のところは

労働省が省令として出すことになっています。

具体的にどういうものが今挙げられているかということ、金融商品の開発、金融商品のリーディング、企業・市場等のアナリスト、事業についてのコンサルタント、研究開発などという業務が挙げられております。ただ、この横文字の多い内容、甚だ私も理解するのが、ちょっと困っております。ただ、これら挙げられております方々の内容について、その他まだ規定がございます。

その他の条件に含まれるものとして、業務の内容が決まっていること。2番目に、労使委員会の5分の4以上が多数決、もしくは労使委員会と経営側とのその労働委員会の委員で構成される委員会、これで5分の4以上の多数で決まったもの。また、行政官庁へ提出が、届け出が要ります。また、本人の同意も必要となっております。経営者とその従業員の在社時間と社外労働でした時間を把握する措置をとっていること。なお、在社時間とは、自己申告ではなくタイムレコーダーを使ったものである、そういうふうにも言われております。さらに、休日や休憩時間に関する一定の措置を講じることも求められております。それと、この中に勤務時間外インターバル制度及び深夜労働の回数の上限、これも含まれております。それから、健康管理時間の部分の規定では、年間104日以上。多分、これは1年を52週と考えた場合、週2日の休日をとるそういう規定であろうと思われまます。

また、現在問題になっておりますこの労働問題、このプロフェッショナル制度の問題で一番問題になっているのは、このあたりも申しましたけれども、規定の部分が入ってないというところが特に問題視されているところです。これ労働時間の規定、それから休日の規定、そして割り増し賃金の規定の中で、時間外、休日、深夜、これらの規定が入っていません。大体、以上のところが大きな説明であると思えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 非常に詳しくありがとうございました。

ただ一つ、年収要件というのがあって、これは年間で1,075万円以上の年収がある人に対してまず適用されるというところ、それから今加藤議員言われました「高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務」ということで、結局、働いてる時間が例えば1時間だろうと自分がそれだけの仕事ができたとせば、もうそれで終わってもいいと。もちろん会社も認めてということなんですが、それだけの一つの大きな社会の中で、ほんの小さな氷山の一角の部分は今取り上げているわけです。ですから、この制度については、多数の国民には反映されない部分、そして残業についても、これは自分である程度決めることができる、労働時間も含めて、休暇も含めて自分である程度決める

ことができるような職業に対するこの制度、高度プロフェッショナル制度というふうになってると思うんですが、その点についてはどういうふうに思っておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今の板井議員の質問についてお答えさせていただきます。

対象業務のところで先ほども申し上げましたが、金融商品の開発、金融商品のリーディング、企業・市場等のアナリスト、事業についてのコンサルタント、研究開発、これらの業務が選ばれているというふうになっております。ただ、これらの業務を今現在されてる方自体が、現状で月大体100時間から150時間を平均で残業されている世代である、そういうふうな統計もございます。また、こういった方々は現状、受けている仕事自体が残業しないで終わられる量であるかどうか、この部分が甚だ問題視されております。

それと、先ほど板井議員から言われました、年間1,075万円という問題なんですけれども、先ほど私言いましたけれども、大体100時間から150時間を一月で大体残業されている方です。ということは、これ計算方法がやたらと面倒くさいんですけれども、単純に計算します。月に、私の手元には150時間で計算した式があるんですけれども、これ一月100時間ですから、掛けることの12、年間で1,200時間です。

これ時給を一体どれだけに合わせるのかということなんですけれども、時給1,000円では多分、この方が今言っている方々の給料は出ないと思います。2,000円ぐらいにするのか、例えばこれ2,000円で計算した場合、割り増し賃金が入りますから、2,000円掛け1.5で、これの掛け3,000円になります。その場合、360万円という金額が出ます。先ほど言われた1,075万円から先ほどの360万円を引きますと、715万円という金額が出てきます。

これは、さっきも言いましたけれども、どういう数字を当てはめるかということで物すごく異なってきます。もし、さっき私の言った数字どおりの計算であれば、1,075万円の方は残業代を外した場合、年間の手取り、これが715万円という数字になります。果たしてこれが高い数字なのか低い数字なのか、これは判断分かれるところだと思いますし、先ほども言いましたが、この金額をどういうふうに当てはめるかということで大きく左右します。

ただ、私が言いたいのは、1,075万円を所得している方が最低水準になるんですけども、実際のところ、残業時間を引いた場合、果たしてどれだけ多くもらっている方なのか、それはなかなか説明が困難ではないか。むしろ、高くもらっている人ではないのではないか、そういう計

算ができるということを申し上げて終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） ちょっと何を言ってるかなかなか理解がしにくく、わからなかったんですけど、最後のほうはよくわかりました。

ただ、さっき言われる中で、残業時間が非常に多い、過労死をする方もいる、だからこれを是正するためにこの制度を設けたんじゃないんですか。この制度自体がだめだということをおられるのかどうなのかということ。

それと、もう一つは、これが全てではないんです。同一労働同一賃金の推進とか、多様で柔軟な働き方の実現とか、そういったこともこの働き方改革には入っているんです。そういった面についていいところ、悪いところ、この高度プロフェッショナル制度があるから全てがだめなのか、その点についても教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 簡潔に答弁のほう、よろしく願いいたします。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、ちょっと簡潔になるかどうか。

板井議員が言われたところは多分、今回私が取り上げている高度プロフェッショナル制以外の部分のことを多分言われてるんだと思います。言われてるとおりに、今回、働き方改革一括法案と言ってますけれども、正式名は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法案というような名前になっております。

確かにこの中には、時間外労働上限の規制の導入、それから長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進、フレックスタイム制の見直し、それからこれは先ほども述べましたが、勤務時間インターバル制度の普及促進、それから産業医・産業保健機能の強化、それから不合理な待遇差を解消するための規定、さらには派遣先との均等・均衡待遇方式か労使協定方式かを選択する、また、労働者に対する待遇に対する説明義務の強化、こういったこともそれぞれうたわれております。

これはもともと、本来であれば一億総活躍社会、これから始まった問題で、これ1995年をピークに労働人口が減っている、これが2050年には大きく減少するであろう、その場合どうすべきかというのが根本的な始まりです。

そして、今述べましたとおり、また板井議員が指摘されたとおり、この一括法案の中には単独だけで見た場合は賛成が得られるのではないかと、そういった部分が多く含まれています。（発言する者あり）ただし、これは単独で出した場合、多分賛同が得られるのではないかとということで、それがありますからこの案のタイトルが「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求めるとい

うものです。本来、この働き方一括法案の中には、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法、これらの8つの法案がもともと入っていて、それぞれで全部別個になってる法律です。それぞれできたものも、また背景も全部違えば全く別々の法律です。

今回、一括で出てきたものは、これら全てにかかわったり、これら法律ある中で幾つかにかかわるものをまとめて提出して、それをまとめて通そうという、本来であればそういったやり方は絶対おかしいものであって、さっきも言いましたけれども、一つ一つであれば賛同される場所もあるだろうという包括を一括的に出されてきている。悪く言えば、あめとむちが一緒に出ているような法律です。なので、これは私、反対の意見を言わせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、井田……。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。発議案第5号、「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書について、反対の討論をさせていただきます。

これは皆さんも御承知だろうと思えますし、先ほど質疑をされまして御存じと思いますが、これはちょっと私の、情報のない中でちょっと勉強させていただいたんですが、これはまず3つ課題がありまして、これをやるためにこの法案が出たように理解しております。

まず一つは、長時間労働の改善ということであります。それから、2番目は、非正規と正社員の格差是正、3つ目が高齢者の就労促進、これは労働人口の不足ということで、この3点を課題にして働き方改革というものが、労働基準法や労働者派遣法など8本の法律の改正案として出されたようでございます。

それで、この中で、先ほど質疑がございましたけども、4本の柱がございまして、残業時間の上限規制というもの、そして2番目は同一労働同一賃金の導入、3番目に裁量労働制の拡大、4番目が高度プロフェッショナル制度の創設ということでございます。ところが、この3番目は、お話ししました裁量労働制の拡大というものは、ちょっとこれを削除されました、与党のほうの政府側が削除しました。今、3本で質疑が行われておるわけですけど、皆さん御承知のとおり、現在、森友学園問題でこの問題がちょっとストップしております。

それで、実は私も本当を言いますと、もう少し時間があればもっと勉強させていただいて、国会の中で質疑がある状況を見ながら判断して、自分の町会議員としての判断を下そうというふう  
に思っておったんですが、今そういう状況でございまして、なかなか判断がつきにくいところで  
ございまして、ところが、この発議案というのは、調べましたら、陳情とか請願みたいに継続審査  
というのはできないということでございまして、開会中の議決が必要であるということでございま  
すので、最終的に私が判断させていただきましたのは、やはり国民の負託を受けた国会議員、衆  
参の議員の皆さんに、予算委員会ですか、今やっておる。堂々と質疑、与党、野党の中で質疑を  
けんけんがくがくしていただいて、それを私たち町会議員は見定めて、それから結果を判断をさ  
せていただきたいというふうには思っておるところでございます。

そういうことで、私は、これをどちらか議決せないかんもんですから、そういうことを考えな  
がら、自分の町会議員としての判断として、この意見書を上げるということは反対するという結  
論に至りました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 「働き方改革」一括法案の提出を皆さんと御一緒にやめるよう意  
見書を上げたいという意見です。

この働き方改革が出てきた背景は、井田議員がおっしゃったように、まず一番の大きなのは、  
長時間労働をなくすためですよね。電通、NHKの問題で長時間労働が大きな問題になって、過  
労死の問題ですよね。そのことができてきたと、一番の問題だったというふうに思います。

その中で、どうして裁量労働制が外されたかという、長時間労働やめるんやから、政府とし  
ては裁量労働制をしいたほうが時間が短縮になるという資料出してきたわけですよ。ところが、  
それが事実じゃなくて、裁量労働制より今までの働き方ですね、そのほうが働く時間が短かっ  
た。要は、裁量労働制に道を開いたところのほうが時間が長かったということがわかって、それ  
で説明がつかなくなって、それをおろしてきたという経過がありますよね。

今残っているのは、井田議員がおっしゃってくれたように、2つの例えば、あとできていっ  
ている残業時間をどうするかという問題、それから同一労働同一賃金の問題、それと裁量労働制が  
なくなって高度プロフェッショナル、この3本が大きな問題だと言われてるわけですよ。

まず、1段目の長時間の残業時間の問題でいえば、残業時間を月100時間ですよ、この月  
100時間ということをここで決めようとするから、自民党、公明党、与党を含めて、支持者の  
6割以上の方々が反対してるわけなんです。なぜかという、100時間というのは、過労死

なされた御遺族の方が言っていたけども、これでは過労死を生むこと、過労死を認めるような法案になってしまうということを言ってるんですよ。100時間って到底考えられないということ言ってるわけなんです。それが一つですよ、世論の背景にあるのは。

それと、先ほど加藤議員も言いましたが、高度プロフェッショナル制度の導入で、どのような方々がいったら、安倍首相は、グローバルに活躍する高度専門職とって、それは中身は加藤議員が言いましたが、ごく一部の人だと板井議員がおっしゃいましたけども、何年前でしたっけ、労働派遣法が通ったの、改正されて、覚えていませんか。あのときに、派遣の広げるのは、ごく一部の職業だと言ったことがありましたよね。ところが、今どうでしょうか。その労働派遣法こそが、今非正規をたくさん生み出して、今の日本の構造をゆがめてきているという法律だと言われてませんか。（「それを今回変える」と呼ぶ者あり）それを……。変えませんよ。（「変える」と呼ぶ者あり）これを、今回のこの高度プロフェッショナル制度が、国会でも極めて異質な内容が含まれてるというのはそういうことだったんですよ。

それと同時に、もう一つ異質だと言われているのは、先ほど言った労働基準法では、時間、給与、休憩、休日、深夜の割り増し料金かかることを一切明記しないといけないことなのを全部外すと言ってるんです。これは世界でも、こういう法律がないんじゃないかというふうな中身なんですよね。

それで、104日と言いますが、週休2日以外は祝日、お正月の休み、全てなしですよ。それを、板井議員がおっしゃるように、裁量があるからいいというんですけども、裁量がある労働者というのは、もうこの労働法に規定されていないんですよ。裁量はあくまで事業者が持っているわけなんです。そういう中でこれが通ったらどうなるか、高度プロフェッショナル制度ですよ、どうなるかといえば、それこそ残業代ゼロになって、働くことばかりが強要されてくるのではないかということ言われてるわけなんです。それで、8時間労働のかわりに健康管理時間というのを設けると言ってるんですよ。これは社外でも、会社の中でも外でもいいから、この健康管理時間を雇用する側が認めとったらいんだというようなことを言ってるんですけど、その定義はないわけですよ。この中で事業者が3つ好きなん選んだらいいよというときに、圧倒的多数の人が年間104日以上を保障してあげるといふことに流れるだろうと言われてるわけですよ。

これで、裁量労働制が国会の討論を導き出した大きな理由は、国会や都市部での若者の声だと言われています。皆さんもツイッターとかSNSしてるから御存じだと思いますが、私の感触では、あの原発や安保法以上の労働法に反対するという若者の姿が多かったというのが印象的なん

ですよ。なぜかという、そういう場所で働かされてるからです。裁量労働制のときにうそだとやったのは野村證券でしたっけ、働いてる方が、裁量労働制になって時間がふえたんだと声上げたのは若者だったですよ。だからこそ、加藤議員の上げたあの資料の中にあれだけ多くの方々の世論があるわけですよ。今、急ぐべきではないってそういうことなんですよ。

私は、今通そうとしている政権の方々も、みずからの支持してくれてる方々が6割以上も反対してることを考えたら、やはりこれは井田議員、やっぱり見送るべきですよ、見送るべきだと。そこにやっぱりそういう声を一緒に上げていこうではありませんか。そういうことを切に望んで賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第5号、「働き方改革」一括法案の提出をやめるよう求める意見書を採決いたします。

この発議案も起立しない議員は反対とみなしますので、よろしく願いいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

---

#### 日程第41 発議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第41、発議案第6号、森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第6号、森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書を提出したいと思います。

.....

発議案第6号

森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日 提出

提出者 南部町議会議員 真壁 容子

賛成者 同 亀尾 共三

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....  
——別紙を読み上げたいと思います。  
.....

別紙

森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書（案）

政府は3月12日、学校法人「森友学園」との国有地取引で、財務省が公文書を改ざんし国会に提出していたことを認めた。公文書は「国民の知的共有財産」であり、その改ざんは主権者である国民を欺くものだ。さらに、政府・財務省から改ざん後の文書が国会に資料として提出されたということは、行政府が立法府を欺いたことになる。今回の公文書改ざんは、国民主権と議会制民主主義をふみにじるものといえる。政府に対し厳しく抗議をする。

今、国会の場でこの問題について、誰が、誰の指示で改ざんを行ったのか事実関係の徹底究明が何より求められている。国会での真相究明と政府の真摯な姿勢を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

鳥取県南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣・財務大臣・衆議院議長・参議院議長

.....  
これを皆さんと御一緒に出したいと思いましたが、国会議員も地方議員も公の選挙でいわゆる選挙法に基づいて選ばれている、地元で見れば町の政治家だというふうに思います。今、国会で問われているのは、政治家の姿勢ではないでしょうか。そういうことを考えたときに、地方に携わる者といえども、このことについての真相究明を求めることを政治家に求められていると私は考えています。皆さんと御一緒に提出したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。先ほど真壁議員のほうから提出されました森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書について、反対とは言えません。決してこれ、やっぱり究明をしなくちゃいけないと思うんですけど、今実際、きょうも真相究明のために審議されてるわけです。今、私たちが気持ちは、確かに真相究明、国民の皆さんにそれを伝えるべきことは間違いありません。

しかし、この今進んでいる、そして場合によっては証人喚問も行われる、そういった今進んでいるところを、やっぱり議員としても大切です。そして、人間としてやはり今やってるところをしっかりとまずは見きわめるということが必要であるというふうに思い、この真相究明を求める意見書、今は必要ないと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど反対討論されたんですけど、反対ではないと言いながら反対討論をされるとは、非常に私も理解に苦しむんですけど、私は今、日本の中で恐らく、こんなもんほっとけばいいわという人は皆無に近いんじゃないかと思うんです。それでよくにしろ悪くにしろですよ、結果が。やっぱり真相はどうだったのか、これをやっぱりはっきりしてほしい、これが率直な気持ちではないでしょうか。

先ほどの発議の5号でもあったんですけども、同僚議員の中から、国会でなかなか、労働法のことなんだけども、こういうもんで国会がストップというか停滞してる状況でなかったら、恐らくどんどん進んで、大体国での動きというものがわかったんだろうということ、そうすると判断もつきやすいということだったんですが、だからやはり真相を究明して、それではっきりと国民の中にどうだったのかということ結論出す、そうすることが国会が、議論が進むことだないでしょうか、ほかの議案に対してですよ。

冗談で言ったんですけども、今までの国会の中で何回かストップしたことがあります。ブレーキでえらいペダルブレーキで終わったんですけども、今回の場合、サイドブレーキいっぱい引いたんだ。だから前進できないだないかという状況なんです。だから、地方の議員としてやはり住民の人から負託を受けた以上、住民の人の声を聞くと、ほっときゃいいということをほとんど聞きません。だから、負託を受けた以上はここでもこういう意見書を出すべきだということを申し上げ

て賛成するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第6号、森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書を採決いたします。

この発議案も起立しない議員は反対とみなしますので、よろしく願いいたします。

原案に賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 同数ですか、同数ですね。ただいまの採決の結果、賛成、反対が同数であります。

着席してください。

したがいまして、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発議案第6号、森友学園問題に関する公文書改ざんの真相究明を求める意見書は、否決いたします。よって、本案は、否決されました。

---

#### 日程第42 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第42、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

---

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成30年第3回南部町議会議定例会を閉会いたします。

午後2時24分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会は、3月1日の開会以来、本日まで20日間の長きにわたる会期でありました。この間、提案され、審議された案件は、平成30年度一般会計予算を初め、各会計の当初予算、平成29年度補正予算、条例等の改正等、多数の重要案件でありました。

議員各位におかれましては、議会の期間中、終始熱心に御審議いただき、全て議了できましたことはまことに御同慶にたえません。議員各位の御努力に対しまして深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部におかれましては、議会期間中での審議に対し、真摯なる態度での対応に対しまして敬意を表します。

3月5日、6日での議員からの町政に対しての一般質問、委員会での議案審議の過程で議員から述べられました質疑、意見等につきましては、今後の町政執行に反映されるとともに、施策として実行されますよう強く望みます。

さて、寒かった冬も過ぎ、いよいよ春が訪れ、各地からの花の便りが聞かれる季節となりました。南部町でも、城山公園や緑水湖畔の桜ももう少しすれば見ごろとなってまいります。

議員各位におかれましては、健康に御留意され、町政発展のために御努力されますことをお願い申し上げます、閉会の御挨拶といたします。本当に御苦労さんでした。

---

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例議会は、3月1日から本日までの20日間にわたって開催いただき、平成30年度一般会計予算など31議案、追加1議案について御審議いただき、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

5日、6日両日には、10名の議員の皆様から一般質問をいただきました。新学習指導要領の

課題、保育園の課題、なんぶ創生総合戦略と青年海外協力協会との連携課題、複合施設、そして南部町の農業・林業の課題、そして南部町の福祉行政に関する広範な課題など、たくさんの課題を皆様と共有いたしたことは、非常に私にとって勉強になった次第でございます。現在、私たち南部町を取り巻く町政は、非常に厳しく多様な課題を持つてゐることを改めて認識したところでございます。皆様の町政の核心に対する問題提起に対しまして、今後、行政の中でもしっかりと議論し討論していきたいと、このように思っております。

それぞれの質問に丁寧な答弁をさせていただいたと思っておりますが、議論のかみ合わなかった部分につきましては、私の勉強不足もあると思っておりますので、皆様と今後議論を重ねていきたいと、このように思っています。

いよいよ今年度も余すところ10日余りとなってまいりました。桜のつぼみも膨らみ出してきましたが、例年よりも少し早く、一式飾りを桜の下で楽しんでいただけるのかどうか、これが心配をしているところでございます。

花の便りとともに新たなスタートの季節を迎え、少し気ぜわしい時期を今後迎えますが、議員各位におかれましては、御自愛の上、お過ごしとなりますようお願い申し上げ、閉会の御礼の御挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

---